

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成24年 6 月22日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成24年6月22日(金曜日)

午前10時1分開議  
午前11時47分休憩  
午後1時1分開議  
午後2時46分閉会

本日の会議に付した事件

平成24年度主要事業等説明

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補  
正予算（第1号）

報告第1号 平成23年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告についてのうち

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

- ①幸せ実感くまもと4カ年戦略（案）に  
ついて
- ②国営川辺川土地改良事業（利水事業）  
について
- ③国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダ  
ム）について

出席委員(8人)

委員長 守田 憲 史  
副委員長 増永 慎一郎  
委員 前川 收  
委員 堤 泰 宏  
委員 松田 三 郎  
委員 磯田 毅  
委員 緒方 勇 二  
委員 九谷 高 弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福 島 淳  
理事兼経営局長 梅 本 茂  
政策審議監 豊 田 祐 一  
生産局長 渡 辺 弘 道  
農村振興局長 田 上 哲 哉  
森林局長 藤 崎 岩 男  
水産局長 鎌 賀 泰 文  
農林水産政策課長 国 枝 玄  
首席審議員兼団体支援課長 吉 田 國 靖  
政策監兼団体検査室長 今 村 昭 彦  
農地・農業振興課長 船 越 宏 樹  
担い手・企業参入支援課長 田 中 純 二  
流通企画課長 板 東 良 明  
むらづくり課長 小 柳 倫太郎  
農業技術課長 松 尾 栄 喜  
農産課長 山 中 典 和  
園芸課長 野 口 法 子  
首席審議員兼畜産課長 平 山 忠 一  
農村計画課長 荻 野 憲 一  
技術管理課長 緒 方 秀 一  
農地整備課長 大 石 二 郎  
首席審議員兼森林整備課長 河 合 正 宏  
林業振興課長 岡 部 清 志  
森林保全課長 本 田 良 三  
水産振興課長 平 岡 政 宏  
漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人  
全国豊  
かな海づくり大会推進課長 平 山 泉  
農業研究センター所長 麻 生 秀 則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成  
政務調査課課長補佐 木 村 和 子

午前10時1分開議

○守田憲史委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

さきの3月の委員会で委員長に選任いただきました守田でございます。今後1年間、増永副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、増永副委員長から挨拶をお願いします。

○増永慎一郎副委員長 おはようございます。

ことし1年間、副委員長として、守田委員長を補佐しながら円滑な委員会運営に当たっていききたいと思います。委員の皆様方、また執行部の皆様方、どうぞよろしく申し上げます。

○守田憲史委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、幹部職員のご自己紹介をお願いします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、福島農林水産部長から順次お願いします。

（農林水産部長、農業研究センター所長  
～全国豊かな海づくり大会推進課長の  
順に自己紹介）

○守田憲史委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成24年度主要事業等説明及び本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

まず、主要事業等について、資料に従い執行部の説明を求めた後、6月補正予算等の議案を議題とし、これについて審査を行います。

す。

質疑については、執行部の説明を受けた後に、一括して受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて主要事業等について各課長から順次説明をお願いします。

○福島農林水産部長 着座のまま失礼いたします。

初めに、守田委員長、増永副委員長を初め委員の皆様方には、これから1年間、農林水産部に係るさまざまな案件を御審議いただくことになり、大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

また、今議会の開催に先立ちまして、5月下旬からの管外視察に同行させていただき、まことにありがとうございました。現地で得られました情報は、今後の施策に役立ててまいりたいと思っております。

それでは、今定例会に提出しております議案の説明に先立ち、農林水産部の平成24年度における主な取り組みについて御説明いたします。

御承知のとおり、本県は、全国有数の食料・木材供給基地としての役割を担っています。そこで、その役割を将来にわたって果たせるよう、本県の持つポテンシャルを最大限に発揮させ、これまで本県が取り組んできた稼げる農林水産業を実現するため、昨年度までに策定した農、林、水産の各基本計画と一体となって、今回新たに策定されます幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げる施策を初め、各種施策をしっかりと取り組んでまいります。

まず、持続可能な農業の展開を図るため、農業では、品質や商品力の向上による販売価格の上昇、産地再編による安定した生産量や出荷量の確保、産地全体でのコスト削減を進

め、農業所得の最大化を図るとともに、圃場整備や農業水利施設の長寿命化など、生産基盤の整備に取り組んでまいります。

林業では、県産木材の公共建築物、住宅への利用や新たな需要の開拓を進めるとともに、木材の安定供給体制の整備に取り組んでまいります。

水産業では、資源管理型漁業や漁場環境の変化に適応した養殖魚づくりとともに、漁場生産力の向上のための漁場造成などに取り組みます。

次に、農地の集積を加速させるため、知事をトップとした推進体制を構築し、県独自の交付金制度を創設するとともに、集積する農地の生産性向上を図るため、圃場整備や農業水利施設の保全などに取り組みます。

また、若者が農業に継続的に従事できるよう、国の青年給付金制度を最大限活用した就農支援やくまもと農業アカデミーなどにより、総合的かつ切れ目ないサポート体制を構築します。

次に、農林水産業における次世代型産業への挑戦として、本県の森林資源や農業用水などの恵まれた自然エネルギーを活用し、持続可能な再生エネルギーの地産地消を加速させるため、木質バイオマスや小水力などの農山漁村における新エネルギー導入を推進します。

可能性に満ちた多様な農林水産業を展開するため、新たな分野との連携を進めるとともに、企業参入をさらに進め、林建連携、農建連携などによる雇用や地域ブランドの創出にも取り組んでまいります。

さらに、くまもとブランドの創出、確立に向けて、お中元デコポンや高糖度トマトなどのくまもとイチ押しブランドを初めとした熊本ならではのブランドのさらなる展開により、熊本産の価値と魅力を、国内はもとより、成長著しい東南アジアやASEAN諸国に向け発信してまいります。

一方、地域資源の活用による農山漁村の活性化に向けて、過疎化、高齢化が進む農山漁村集落においては、小ロット農産物やジビエなどの十分に活用されていない地域資源の生産・流通支援による地域住民の所得向上を図るとともに、地域ぐるみの鳥獣害防止対策等により、地域集落のコミュニティーの維持、再生を支援してまいります。

また、伝統的な産物、料理の伝承と提供など、生産者と消費者との協働的活動を支援します。

さらに、地域の営みの中で受け継がれてきた阿蘇の草原や農山漁村の美しい景観、環境を、後世に残すべき宝として保全、活用するため、民間と行政が一体となった草原再生や景観保全活動、耕作放棄地解消活動などに取り組んでまいります。

また、平成25年秋に開催予定の全国豊かな海づくり大会に備え、水産局に担当課を設置しております。本年はプレイベントを行うなど、本県水産業のアピールや水俣の海の再生を全国に発信するための準備を進めてまいります。

続きまして、今議会に提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、平成24年度一般会計補正予算案及び平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

このうち、補正予算につきましては、総額174億2,000万円余の増額補正となっており、当初予算と合わせた補正後の一般会計総額は527億8,000万円余で、対前年比1.7%の増となっております。

以上が今年度の主な取り組み及び今議会の議案の概要でございますが、具体的な施策や事業の詳細につきましては、後ほど詳しく担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、その他報告事項といたしまして、幸せ実感くまもと4カ年戦略について外2件

について、担当課長から御説明申し上げます。

なお、6月15日から17日にかけて、また昨日の梅雨前線豪雨による農林水産部関連の被害状況につきましては、現在調査を進めております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付いたしました分厚い資料、2冊ございます。表紙に、それぞれ括弧書きで平成24年度主要事業及び新規事業、それからもう1冊が予算関係と記載してございます。

まず初めに、1冊目の主要事業及び新規事業と題しました資料のほうから説明をさせていただきます。資料1ページをお願いいたします。

まず、農林水産部の機構図でございます。

4月から新たに、一番下でございますけれども、水産局の中に全国豊かな海づくり大会推進課を設置いたしまして、5局19課の体制となっております。

2ページに、各課の担当事業の概略を示してございます。

続きまして、3ページでございます。

当初予算と6月補正予算を合わせました平成24年度予算の総括表でございます。

本年度骨格予算として編成しました当初予算、これはA欄でございますけれども、一般会計、特別会計合わせまして、一番下の段でございますとおおり、361億円余となっております。

また、これから御審議いただきます肉づけの6月補正分を合わせますと、A+B欄でございますが、一番下のほう、一般会計で527億円余、特別会計を合わせまして総額535億円余となっております。

これは、昨年度当初予算との比較増減では、その隣の欄ですが、9億円余の増額とな

っております。

この内訳といたしまして、国庫支出金が176億円余、地方債72億円余のほか、一般財源は、一番右下ですけれども、209億円余というふうになっております。

4ページをお願いいたします。

4ページからは、平成24年度の主要な施策についてお示ししたものでございます。

これは、新たな4カ年戦略をベースとした柱立てで、今年度の農林水産部の施策の体系を整理したのとなっております。趣旨につきましては、先ほど部長のほうから御説明をいたしましたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページからが、当初予算分に6月補正提案分を合わせました部全体の主要事業、新規事業、全体の内容の説明となっております。

まず、農林水産政策課分から御説明いたします。

13ページですが、農山漁村新エネルギー推進事業でございます。

これは、今までに部内で取り組みを進めてまいりました木質バイオマス加温機でありますとか、また、太陽光、小水力発電等の取り組みにつきまして、農林水産業の経営安定化、新たな産業創出等の観点から、全体的な検討、推進を進めていく事業でございます。

14ページをお願いいたします。

県産農林水産物を使った「おやつ」プロジェクト推進事業でございます。

これは、子供たちが県産農林水産物を使用した栄養面を考えたおやつを食べる環境を整えることにより、県産農林水産物への理解、関心を深めるとともに、その消費拡大ですとか、地産地消を推進することを目的とした事業でございます。本年度は、このための調査、検討等を進めてまいります。

続きまして、15ページですけれども、くまもと赤のブランド推進事業でございます。

これは、赤をイメージさせる本県農林水産物を対象に、くまもとの赤ブランドとして全国に発信を行い、県内外で認知度を向上させ、その効果を県産農林水産物全体へ波及させることを目的としたものでございます。今年度は、認知度調査でありますとか、製品や加工品の選定等を進めてまいります。

16ページをお願いいたします。

農、林、水各研究機関は、農林水産政策課のほうで今所管をしておりますので、私のほうから概略を説明させていただきます。

まず、農業研究センターの試験研究費でございます。

生産現場の課題を解決し、ニーズに応じた技術開発を研究開発の選択と集中により進めてまいります。優良品種の選定、育成を行うオンリーワン農産物の研究開発、それから、安全な農産物の生産技術の高度化のほか、公募型資金を積極的に活用したプロジェクト研究に取り組んでまいります。

下のページ、17ページは、林業研究指導所の試験研究費でございます。

森林環境の保全や森林の造成管理技術に関する調査研究に加え、県産材の需要拡大に向けた木材の加工、利用に係る技術開発等に取り組んでまいります。

続きまして、18ページは、水産研究センターの試験研究事業でございます。

有明海、八代海の再生のための海洋環境調査、魚類養殖の品質・生産性向上や赤潮被害の低減に向けた調査研究のほか、食の安全、安心の確保や新たな水産加工品の開発等を行います。

農林水産政策課からは以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。資料19ページをお願いいたします。

養殖共済加入促進緊急事業でございます。

この養殖共済は、説明欄の1にありますように、有明海、八代海で大きな被害をもたら

す赤潮対策として共済加入を進めるために、掛金の一部を補助するものでございます。

事業内容を、左の欄の事業の仕組みで簡単に御説明いたします。

漁業共済事業は、国が実施します公的保険制度でございます。その図に示しておりますように、赤潮特約に係る掛金は国が3分の2、県が3分の1を負担し、両者で全額を負担しております。

また、緊急対策事業として、下の枠で示しておりますように、共済自体に加入する掛金については、国の10分の1の額を地元市町と半分ずつ補助するものです。

なお、この共済加入の補助は、平成22年度から今年度までの3年間に限って実施しております。事業実施の2年目の昨年度の養殖共済加入率は約60%となり、昨年に比べ2倍となっております。

20ページをお願いいたします。

農林水産業の制度資金でございます。

制度資金は、国、県が制度化し運用している資金でございますが、2の事業内容にありますように、貸し付け、利子補給、預託の3種類がございます。

本県で運用いたしております12の資金の概要を20ページから21ページに一覧で示しております。詳細の説明は省略いたしますが、一覧表の一番右に資金ごとの融資枠を記載しております。この融資枠は、近年の利用実績から設定をいたしておりますが、多くは昨年度と同額となっております。

なお、上から3段目の畜産特別資金につきましては、負債整理のための資金需要の増加を見込み、その枠を昨年5億円から倍増の10億円にふやしております。

団体支援課は以上でございます。よろしくお願ひします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。資料の22ページをお願いし

ます。

上段のほうから、まず農業振興地域整備促進事業でございます。

これは、国の指針とか県の基本方針に基づきまして、市町村のほうで農業振興地域の整備計画をつくってございますけれども、例えば農用地の転用でございますとか除外、こういったことを一応定期的に見直しをしているものでございますが、今回、これに、現在大きな課題であります農地の集積の方向性とか、耕作放棄地の解消対策でございますとか、例えば農村景観の保全でございますとか、そういったところを加味しながら、時代に合わせまして見直していこうというものでございます。

下の段のほうは、農地の流動化推進事業でございます。

熊本県の農業公社の農地売買等の活動費に関する補助経費でございます。また、本庁の場合ですと、各JAさんのほうで農地利用集積団体になっておりますが、ということで農地の貸借の仲介をしておりますけれども、公社のほうが全体の取りまとめ事務局でございますので、その活動費のほうも含めております。

続きまして、23ページをお願いします。

農地の集積加速化事業でございます。

農地を引き継ぎまして、面的に集積して活用していくためでございますが、6月末ですけれども、知事をトップとした全県的な推進運動を展開したいと考えております。

国の事業のほうは、どちらかと申しますと、個人に着目したものでございます。農地の貸借が中心でございますが、県独自の取り組みとしまして、県が指定する重点地区、ことに限りますと20地区でございますが、県のほうの農業公社の農地の集積専門家が間に入りまして、地域ぐるみの話し合い活動あたりをしまして、担い手への農地集積を加速化したいと考えております。現在集積を考えて

いるところの後押しをするような事業というふうに考えております。よろしく申し上げます。

次に、24ページをお願いします。

耕作放棄地解消対策事業でございます。

耕作放棄地を農地に戻した場合に応じて助成を行います。国のほうにも同種の事業がございますけれども、国の事業の対象となりません、例えば自己保有地分とか、それとか農用地区域以外の農地につきましても対象とします。

続きまして、25ページをお願いします。

みんなで取り組む耕作放棄地活用事業でございます。

例えば、住民組織でございますとか、学校単位、それと保育園、それと福祉施設などで耕作放棄地の再生利用に取り組もうという場合に支援するものでございます。本年度からは、例えば高校生とか大学生までも範囲を広げまして、できましたら、就農への動機づけあたりもできればなというふうに考えております。

(2)番のイエロープロジェクトのほうは、例えば菜の花とかレンゲとか、こういった景観作物を、耕作放棄地でありますとか、いつとき遊んでいるところがあつたら植えていただきまして、農村景観の保全をするといった場合に対する助成でございます。

以上が農地・農業振興課分でございます。よろしく申し上げます。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。資料26ページをお願いいたします。

担い手育成緊急支援事業でございます。

認定農業者及び地域営農組織などの担い手の確保、育成を支援する事業でございます。担い手育成総合支援協議会等を通じて、認定農業者の認定促進、経営改善、地域営農組織の経営強化や法人化などを支援してまいりま

す。

27ページをお願いいたします。

地域を引っ張るリーダー育成事業でございます。

新規事業でございます。農地集積加速化事業と連携し、農地集積の受け皿となる地域営農組織等のリーダーを育成する事業でございます。ゼミ講座の開設や組織化、法人化を推進するアドバイザーの設置等により、リーダーの資質向上を支援してまいります。

28ページをお願いいたします。

がんばる新農業人支援事業でございます。

新規就農者の確保、定着のために、情報発信や就農相談への対応、地域段階での定着支援までを行うものでございます。

29ページをお願いいたします。

青年就農給付金事業でございます。

就農前の研修期間2年間と就農後の経営の不安定な5年間、最長で7年間、給付要件を満たした新規就農者に対し、年間150万円の給付金を支給することで、新規就農者の確保、定着を図るものでございます。全額国庫によるものでございますが、研修期間中の準備型は県、就農後の経営開始型は市町村でその給付事務を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

地域で育てる新農業人育成総合推進事業でございます。

地域が主体となって新規就農者を育成する仕組みを構築するものでございます。青年就農給付金の実施に伴う就農機運の高まりに対応し、研修機関の増、多様な研修ニーズに対応できる研修機関の支援を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

くまもと農業経営塾でございます。

県内の若手農業者を対象として、第一線で活躍する実務者等による講座を開催し、本県農業を支える経営力にすぐれた次世代のリーダーを育成するものでございます。

32ページをお願いいたします。

くまもと農業アカデミーでございます。

新規事業でございます。農業大学校、農業研究センター、県立大学の3者が連携して、最新の知識や農業技術をテーマに講座を開設し、農業者の能力向上を図るものでございます。

33ページをお願いいたします。

企業等農業参入支援事業でございます。

新たな担い手の確保、地域活性化を目的に、企業等の農業参入を促進する事業でございます。相談窓口の設置、情報発信、参入時の初期投資への補助等を行うものです。参入時補助金の増とともに、新たに、(5)の企業の役員等を対象とした経営講座の開催、(6)の参入後の商品開発等について支援してまいります。

34ページをお願いいたします。

アグリビジネス創出支援事業でございます。新規事業でございます。

企業が農業者等と連携し、本県農産物の機能性などを生かした商品開発や産地化などを進める場合の支援や、農林水産業への最先端技術の導入を図るためのニーズ調査及びアイデア募集を行うなど、農業と企業の力を結びつけ、新しいビジネスの展開を図ってまいります。

35ページをお願いいたします。

東日本大震災被災農家就業支援事業でございます。

被災された農業者の県内農業法人等への就業を支援するものでございます。就業機会の提供に、引っ越し費用、住居費を含めまして、パッケージで被災者を支援するものでございます。

当課からの説明は以上でございます。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

量販店等連携農産物販売促進事業は、農業



団体とともに組織する協議会で、大消費地の量販店等との連携を強化し、安定的な売り場の確保を通じまして販売力の強化、販路拡大を図る事業でございます。

次、37ページをお願いいたします。

くまもとの6次産業化総合対策事業は、農家により高い利益をもたらす農産加工の推進や農業の6次産業化あるいは農商工連携に取り組む事業でございます。

昨年、くまもと「食」・「農」アドバイザーに就任いただいた小泉武夫氏の活動を軸に、農産加工品の開発、商品力を高める磨き上げ、6次産業化に向けてのビジネスマッチングなどを進めてまいります。

次、38ページをお願いいたします。

くまもとの卸売市場魅力アップ支援事業は、田崎市場において実施される市場祭りなど、生産者、消費者にとって魅力ある市場づくりの活動に対する助成でございます。

39ページ、くまもとの宝トップセールスでございます。

県産農林水産物の販路拡大を図るため、知事が県内生産者、生産者団体等の応援団といたしまして、国内、海外での商談会やフェア等でのセールスプロモーションを実施するための経費でございます。

次、ページあけまして40ページをお願いいたします。

くまもとのファン拡大事業は、口コミによる熊本の売り込みを進めるため、ホームページなどを活用して情報発信を行い、熊本の応援団となるサポーターをふやし、産地と消費地、双方向の情報交換を進めるための事業でございます。

次、41ページの県産農林水産物輸出促進チャレンジ支援事業は、海外への販路拡大に取り組む県内生産者、団体等への助成、あるいは輸出に意欲や関心を持つ生産者、法人等に対しまして、輸出促進アドバイザーの派遣や指導あるいは商談機会の設定などを行う事業

でございます。本年度は、特に香港等の飲食店向けの売り込みを図るために、オーナー、シェフ等を対象といたしました商談機会の創設等も考えておるところでございます。

次、42ページをお願いいたします。

くまもとの地産地消総合対策事業でございます。

平成21年3月に施行されましたくまもと地産地消推進県民条例の理念にのっとりまして、地産地消サイトの運営、地産地消の協力店等の指定を通じました地産地消の機運醸成、県産農林水産物の利活用等促進を図る事業でございます。

地産地消の核と期待する直売所の体制、機能強化などを図るため、地域内の直売店の連携、直売所間の輸送システム実証等をこども進めてまいります。

43ページ、お願いいたします。

多彩で特徴あるくまもとの農林水産物販売拡大事業でございます。

これは、中山間地域等の振興にもつながる、小ロットでも魅力ある品目の販路確保・拡大を図るため、低コスト流通システム等を構築する事業でございます。本年度は、産品を知って買ってもらうためのカタログの作成、商談会の開催あるいは新たなエリアとしての名古屋、広島等でのルート開拓等によりまして、多彩な熊本の売り込みに努めたいと考えております。

44ページをお願いいたします。

農林水産物等アジアマーケット開拓支援事業でございます。

これまで取り組んでまいりました輸出チャレンジ事業あるいはトップセールス等の成果を発展させ、さらなる輸出促進を図るために、現地におきます売り場の棚を借り上げて、多品目の商品の試食販売等を通じましたニーズ調査、販売実証を行うとともに、新たな購買層の獲得を目指しまして、船便混載によるコスト低減を進め、その場合の荷傷み、

鮮度保持等の実証を進める事業でございます。

流通企画課、県産農産品の認知度向上、販路拡大あるいは地産地消、農産加工等の推進によりまして、このような事業、稼げる農林水産業への挑戦を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○小柳むらづくり課長 むらづくり課でございます。45ページをお願いします。

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業でございます。

県内では、依然として鳥獣被害が増加傾向にあることから、国の交付金事業と単県事業を組み合わせ、全県的にハードやソフト事業を実施し、あわせて地域ぐるみのモデル地区の実証及び専門家による重点指導を実施します。住民と行政が一体となった地域ぐるみの対策を目指しております。

46ページをお願いします。

新規事業でございます。ジビエ活用緊急促進事業でございます。

前のページで説明しました鳥獣被害防止対策の一層の推進を図るため、捕獲した鹿やイノシシの肉、いわゆるジビエでございますけれども、これを地域資源として有効に利活用することにより、有害鳥獣の捕獲に弾みをつけたいと考えております。具体的には、ジビエフェアの開催、プロ料理人を対象とした加工品開発等を実施します。

47ページをお願いします。

中山間地域等直接支払事業でございます。

自然的・経済的条件が不利な中山間地域において農業生産活動を行っている農業者の方々に対して、多面的機能を確保するという観点から、直接支払交付金を交付するものです。平成12年度から継続しておりまして、現在第3期対策の中間年に当たりますが、耕作放棄地の発生が防止されるなど、地域にとつ

てはなくてはならない事業となっております。

48ページをお願いします。

農地・水保全管理支払事業でございます。

上の段の共同活動は、農地や農業用水路などの保全管理を地域共同で行っている活動組織に対して支援するものです。

下の段の向上活動は、前のページで説明しました中山間地域等直接支払事業、または上の段の共同活動のいずれかに取り組んでいる地域におきまして、老朽化した農業用水施設などの長寿命化のために、補修や更新を行う取り組みを支援するものです。本事業は、継続要望が実りまして、本年度から第2期対策としてスタートしております。

49ページをお願いします。

環境保全型農業直接支払事業でございます。

減農薬や生物多様性保全に効果の高い営農活動など、環境保全型農業に取り組む農業者に対して支援を行うものです。全国共通の取り組みに加えて、地域特認として国に承認されました本県独自の取り組み、堆肥の有効利用、夏期湛水で取り組み面積の拡大を図ることとしております。

50ページをお願いします。

これも新規事業の美しい農村景観保全活用事業でございます。

棚田など、美しい農村景観を未来に残す宝として保全、活用するため、住民、行政が一体となった美しい里づくりを支援するものです。具体的には、市町村が行う景観農業振興地域整備計画の策定、また、その計画に基づく農村景観の保全、活用の取り組みを支援いたします。

むらづくり課は以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。資料の51ページをお願いいたします。

まず、協同農業普及事業につきましては、

農業改良助長法に基づきまして、本庁及び地域振興局等に196名の普及職員を配置しまして、農業技術ですとか、経営指導のほか、調査研究、職員の資質の向上等々に取り組むものでございます。

なお、2の(2)に新技術導入広域推進事業がございますけれども、国の公募型の新規事業に対応するものでございます。

52ページをお願いいたします。

くまもとグリーン農業総合推進事業でございます。

土づくりを基本に、化学肥料や化学農薬を削減するなど、熊本の地下水や自然環境に優しい農業でありますくまもとグリーン農業の取り組みを昨年度から強化いたしております。

事業内容といたしましては、エコファーマーや熊本独自の認証制度「有作くん」など、グリーン農業に取り組む農業者をふやしますとともに、(3)につきましては、6月補正でもお願いしておりますけれども、グリーン農業の推進を大きく左右する流通、消費の拡大を図るために、消費者や量販店など幅広い分野の方々と連携し、県民運動として展開してまいりたいと思っております。

53ページをお願いいたします。

上の段の病虫害発生予察事業は、植物防疫法に基づきまして農作物の病虫害の発生動向を把握し、適切な防除と蔓延防止を図るものでございます。

下の段、農薬適正使用総合推進事業は、農薬の適正使用を助言します推進員等を対象とした講習会の開催、あるいは生産段階の残留農薬分析等を通じまして、農薬の適正使用と県産農産物の安全確保に努めるものでございます。

また、生産量の少ないマイナー作物につきましては、メーカー等と連携しながら、農薬登録を拡大する試験等にも取り組むこととしております。

農業技術課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。資料54ページをお願いいたします。

農業者戸別所得補償制度推進事業でございます。

これは、昨年度から本格実施されております戸別所得補償制度につきまして、制度の周知や申請事務の支援を行うために必要な経費を、県段階、それから地域段階に設置されております農業再生協議会等に助成するものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

くまもと米トップグレード総合推進事業でございます。

これは、トップグレードの熊本県産米ブランドを確立するために、収穫前に品質を診断する技術を用いまして、良食味あるいは上位等級という米を仕分け集荷をして、出荷販売も区分して行う、そういう体制づくりを進めるとともに、あわせて中国への県産米の販路開拓に向けた取り組みに対して助成をするものでございます。

資料56ページをお願いいたします。

魅力あるくまもと茶づくり支援事業でございます。

これは、お茶の品質向上あるいは熊本のお茶の認知度向上を図るために、茶園の更新を推進しますとともに、航空機内で行われます県産茶のPR活動を支援するものでございます。さらに、本年度から、小中学校への給茶サーバー設置あるいはお茶を使った新商品開発などに対しましても支援を行っていくことといたしております。

次に、57ページをお願いいたします。

まず、上段の葉たばこ廃作農家経営安定対策事業、これは本年度の新規事業でございます。

県内では、昨年のJTからの廃作募集に26

2戸の農家が応じられましたが、そのうち8割の農家が営農を継続したいとの御意向でありました。このため、こうした経営転換を図る農家に対しまして、各地域で普及職員が中心となって重点的に技術指導を行うことといたしております。

下段の生産総合事業につきましては、産地の競争力強化を図るために、農業施設の整備を総合的に支援するものでございます。なお、国からの追加内示等がございまして、今回4億7,000万円余りの増額補正をお願いいたしております。

次に、58ページをお願いいたします。

非主食用米総合推進事業でございます。

これは、米粉用米、それから飼料用米の生産振興、それから需給調整を図りますとともに、米粉普及推進のための商品開発、販売促進、施設整備等に対しまして支援を行うものでございます。

次に、59ページでございます。

上段の県産米粉パン産地消促進事業は、学校給食におきまして、米粉パンを普及、定着させるために、小麦粉パンとの価格差の一部を助成するものでございます。

下段の球磨焼酎等ブランド確立推進事業でございますが、地元産の米の利用によります県産焼酎のブランド確立を図るために、10アール当たり2万5,000円を助成しまして、焼酎原料米の生産、供給を支援するものでございます。

60ページをお願いいたします。

県産麦パートナー推進事業、これは本年度からの新規事業としまして、今回補正をお願いしているものでございます。

土地利用型の農業の中では、麦は大変重要な作物でありますけれども、現在は生産する側と使う側の間で少しミスマッチが生まれております。このため、本事業では、生産する側と需要者側とが一堂に会しまして、生産から加工、販売までの一貫した計画を作成しま

して、その実現のための取り組みを支援することにより、県産麦の需要拡大と生産振興を図るものでございます。

次、61ページでございます。

くまもと畳表復興支援事業、これも新規事業で今回補正をお願いしております。

これは、東日本大震災、被災された住宅がこれから新築されるわけですけれども、そこで、熊本畳表を使った畳の部屋を設置していただく方に支援を行うものでございます。

62ページをお願いいたします。

熊本型産地再編販売力強化事業でございます。これは、新4カ年戦略の具体化を進める事業の一つとしまして、今回補正をお願いしているものでございます。

内容は、集出荷施設やカントリーエレベーターを核としまして、従来の地域の枠を越えた産地の再編や営農組織の再編に取り組みまして、価格の引き上げ、生産量の確保、経費の縮減、これらを図りまして農業所得の最大化を目指すものでございます。

農産課は以上でございます。

○野口園芸課長 園芸課でございます。63ページをお願いいたします。

まず、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業でございます。

この事業は、野菜、果樹、花の稼げる園芸産地を育成するために必要な施設、機械、基盤整備等を支援するものでございます。一部を補正でお願いをしております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

新規の施設園芸緊急再生対策事業でございます。

本県の農業の基幹となっております施設園芸作物におきまして、非常に生産コストが上がって、稼げるというのが実現していないという状況の中で、一段の品質、収量の向上、そして大幅なコスト低下を実現することによ

りまして、本県の施設園芸でのPQCモデルを推進して、意欲ある園芸農家の所得の最大化を図るものでございます。

事業内容は、風速35メートルに耐えるハウス施設の整備、それから重油の使用量を30%以上削減する2層カーテンあるいはヒートポンプ等の整備を行うものでございます。

65ページでございます。

木質バイオマス等エネルギー対策事業でございます。

昨年まで現地で実験事業を行ってございましたけれども、本年度からモデル地域を設置して、木質バイオマス利用システムの実証と燃焼灰の有効活用策の検討を進めるものでございます。

事業内容は、下の(1)の県内の3地域に木質バイオマス加温機を導入するという事業、それから(2)に、その地域での地域協議会活動を支援するものでございます。

その他のところの(2)の負担割合で、この加温機の導入が県60分の7以内という中途半端な数字になっておりますけれども、これは林業振興課のほうで後ほど説明があると思いますが、緑の産業再生プロジェクト促進事業、いわゆる基金事業での100分の55と合わせまして3分の2の補助率で事業を進めるものでございます。

次、66ページをお願いいたします。

新規の熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業でございます。

ミカン、それからデコポンの連年安定生産・出荷を実現するための総合的な対策を実施、普及させることによりまして、県産果樹の信頼確保によります価格安定、ひいては生産供給力の維持、強化を実現するものでございます。

事業内容といたしましては、広域のモデル地区での総合的なプロジェクト活動を支援するものでございまして、ミカンでは、表年、裏年の変動幅を小さくするためのプロジェク

ト活動の支援、デコポンでは、生産安定及び腐敗防止のためのプロジェクト活動を支援するものでございます。

67ページ、野菜価格安定対策事業でございます。

これは、野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者に対して価格差補給金を交付するものでございますが、昨年制度改正がございまして、この表の下の米印にありますように、指定野菜では、必要な資金造成を行う場合に、これまで100%積まなきゃ、満額積んでおこななきゃいけないものに、要は負担率というものが設定されましたので、予算額としては減額で済むということになったものでございます。

次の68ページでございます。

継続事業で、魅力あるくまもとブランド園芸製品づくり推進事業でございます。

これまでお中元用デコポン等を行ってまいりましたが、本年度からは、3のその他の(2)に対象品目というのを載せておりますが、梨の「秀麗」クリの「ぼろたん」花卉のトルコギキョウについて、トップグレードの品質管理体制の整備対策を行うものでございます。

69ページ、これも継続事業で、くまもとリーディング野菜確立支援事業でございます。

これは、生産量日本一を誇りますトマトについて、生産力、販売力を強化する取り組みを集中的に支援するものでございます。具体的には、出荷予測システムの精度の向上あるいは高糖度トマト、個性派トマトの生産拡大を行うものでございます。

70ページをお願いいたします。

新規の露地野菜生産拡大対策事業でございます。

近年、イグサの栽培面積の減少、あるいは先ほどありましたたばこの廃作等に対応するために、取り組みやすい露地野菜への品目転換が求められているところでございますが、

露地野菜の市場出荷というのは非常に価格が不安定でございます。そのため、加工・業務用、いわゆる契約的取引を推進しながら、野菜の生産拡大と露地野菜農家の経営安定を図るものでございます。

事業内容といたしましては、加工・業務用向けの露地野菜の生産・流通実態調査と、それから低コスト生産のための大規模実証等を行うものでございます。

それから、71ページ、これは花の新規事業でございます。くまもとの花新たな情報発信推進事業でございます。熊本の花の魅力発信によるイメージアップ、熊本産表示による認知度向上等の取り組みを支援するものでございます。

花には、産地表示の義務がございませんが、その中で、熊本の花ということで産地表示をして、あわせて採花日でありますとか、日もち等の産地情報の発信強化を行うものでございます。

園芸課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平山畜産課長 畜産課でございます。72ページをお願いいたします。

上段は、新規事業の「くまもとの牛」首都圏市場開拓支援事業でございます。

現在、本県からは、首都圏への県産牛の定時、定量の出荷はされておられません。安定供給ができていない状態にあります。新規の取り組みといたしまして、首都圏への出荷ルートを確立するため、東京市場等への生体及び部分肉などの出荷に要する輸送費の一部を助成するものでございます。

下段の、同じく新規事業でございますけれども、放牧畜産基準認証取得推進事業でございます。

肉用牛放牧の技術力、経営力などの底上げを図るため、新たに認証制度の普及啓発及び認証取得希望者に対する指導、助言に要する

経費の一部を助成するものでございます。

次に、73ページをお願いします。

家畜畜産物価格安定対策事業は、生産者の経営安定を図るものでございます。肉用子牛、肉豚、鶏卵の価格変動によって生産者に損失が生じた場合、国、県、生産者などが拠出した基金から損失の一部を補填するものでございます。

次に、74ページをお願いいたします。

上段は、公社営畜産基地建設事業でございます。

放牧地、飼料畑などの基盤整備などを行い、地域における畜産の担い手を育成し、畜産主産地の形成を進めるものでございます。平成24年度からは、氷川町、球磨村において実施するものでございます。

下段は、馬刺し冷凍処理促進緊急支援事業でございます。

馬刺しの安心、安全な供給体制を確立し、本県の特産品である馬刺しのブランドイメージを確保することを目的に、馬刺しの冷凍処理の取り組みを促進するため、自主認証団体に加盟する食肉販売業者などが行う冷凍機器などの設置に対する助成を行うものでございます。

畜産課は以上でございます。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。75ページをお願いいたします。

農業農村整備調査計画費でございます。

これは、将来県営事業として整備が必要な地区におきまして、基礎調査の実施や事業計画の策定などを行うものでございます。

農業水利施設の長寿命化を図るための取り組みとして、事業内容の(5)にございますように、農業水利施設の地域保全計画を策定することとしております。

76ページをお願いいたします。

農業農村整備推進交付金でございます。

この交付金は、市町村の自主性、裁量性を

発揮しやすい仕組みを実現するため、市町村土地改良区などが実施いたします団体営事業に対する県から市町村への補助を整理統合したもので、市町村の推進計画に基づき交付するものでございます。

77ページをお願いいたします。

小水力発電導入モデル事業でございます。

これは、農業用水を活用した新たな取り組みとして、23年度から開始しているものでございます。発電状況や諸手続、維持管理などの課題について検証し、今後の小水力施設の普及につなげていきたいと考えております。23年度は阿蘇管内に設置しております。本年度は、設置条件が異なる球磨管内で設置を予定しております。

78ページ、お願いいたします。

新規事業の基幹水利施設応急対策事業でございます。

排水機場の基幹水利施設の老朽化が進行しており、国の農業農村整備関係予算が大きく削減される中、従来どおりの計画的な更新が難しい状況にあります。このことにより、耐用年数を大幅に超過する施設が増大し、突発事故の発生による農作物や県民生活への影響が懸念されております。

このため、新規事業として基幹水利施設応急対策事業を創設し、今ある施設のさらなる長寿命化を図ることとしております。具体的には、専門技術者による計画的な定期点検を実施し、突発事故を未然に防止するとともに、突発事故時に専門技術者を派遣し、緊急対応を行い、施設復旧のための応急措置を行うこととしております。

なお、この事業では、農業被害を最小限に抑えるため、応急措置の予算手当ては事後精算方式とすることで、迅速な対応が可能とするよう配慮しております。

最後でございます。79ページをお願いいたします。

国営土地改良事業等でございます。

本県で実施しております国の直轄事業につきましては、川辺川地区、大野川上流地区、玉名横島地区の3地区となっております。

なお、20年度から事業休止しております川辺川地区、大蘇ダムの浸透問題がございます大野川上流地区につきましては、その他報告事項におきまして状況報告をさせていただきたいと考えております。

農村計画課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○緒方技術管理課長 技術管理課でございます。80ページをお願いいたします。

企業参入促進支援農地情報図整備事業ですが、企業などが参入できる可能性のある農地を事前に調査いたしまして、参入候補地リストを作成します。さらに、電子情報として農地情報図に登録いたします。

この候補地情報を県と市町村が共有しまして、農業参入を希望する企業からの問い合わせに迅速に対応して、参入を促進しようというものでございます。

以上でございます。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。81ページをお願いします。

県営かんがい排水事業でございます。

農業生産の基盤となります水利条件の整備を行いまして、水利用の安定と合理化、それから水田の汎用化を図るものでございます。農業用水施設や水田の汎用化を図るための排水機場等の新設、改修など、16地区で実施することとしております。

次の82ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業でございます。

水田の区画整理や用排水路、農道等の基盤整備とあわせまして、農地の集積に向けてのソフト事業を一体的に実施しまして、生産性の高い農業構造の実現を図るものでござい

す。担い手や農業生産法人等の育成及び農地集積に寄与するもので、17地区で実施することとしております。

次の83ページをお願いします。

農業体質強化基盤整備促進事業でございます。

農地集積の加速化や農業の高付加価値化を図りまして、農業の体質強化に資するため、農地の整備、それから農業水利施設の整備を行うものでございます。県営かんがい排水事業などの県営事業実施地区を対象に、21地区で実施することとしております。

次の84ページをお願いいたします。

農地防災事業でございます。

農用地及び農業用施設を自然災害から防御することで、農業生産の維持、それから農業経営の安定を図りまして、国土及び環境の保全に資するものでございます。ため池や湛水被害を防止するための排水機場等の改修など、12地区で実施することとしております。

農地整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。85ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。

これは、地域の森林について、持続的で計画的な森林経営を行う基礎となる森林経営計画の作成や施業の集約化、作業路網の改良活動等の地域活動を行う者に、市町村を通じて助成を行うものです。

86ページをお願いいたします。

森林・林業再生モデル事業でございます。

路網の整備と効率的な作業システムによる低コスト森林施業のモデル森林を県有林内に設定いたしますとともに、このモデル森林で研修等を行い、関係者への技術の普及を行います。

87ページをお願いいたします。

新規事業の市町村森林所有者情報整備事業

でございます。

本事業は、森林法の改正に伴いまして、平成24年4月から、新たに森林の土地の所有者となった場合には市町村へ届け出が必要になりました。この制度に合わせ、県や市町村が把握する森林所有者情報等の整備、共有化を図るものです。

88ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業でございます。

この事業は、水とみどりの森づくり税を活用した事業でございます。主な事業内容といたしましては、森林所有者による管理が見込めない人工林を対象に、強度の間伐に対して助成を行う針広混交林促進事業、鹿の被害を受けた森林への再度の植栽の実施や鹿の食害等を防止する柵の設置に助成を行います。くまもと未来の森植林加速化緊急事業、シカ等森林被害防止対策事業、NPO法人や住民等の団体が行う植栽や間伐等の森林整備活動への支援を行う水とみどりの森づくり推進事業、水とみどりの森づくり普及促進事業でございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

間伐等森林整備促進対策事業でございます。

この事業は、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金からの繰入金により実施する事業でございます。集約化施業による間伐等の実施に対する助成を行うものです。

次の森林作業道作設オペレーター育成加速化事業も基金を活用して行う事業でございます。新規事業でございます。森林組合等の林業事業者が森林作業道を作設する際に、必要な技術的知見を深めるために実施する現地検討会の開催経費等の助成を行います。

91ページをお願いいたします。

森林環境保全整備事業でございます。

本事業は、森林整備を推進するための中核的な事業でございます。植栽、下刈り、間



伐等の造林、育林に対して補助を行う事業です。

92ページをお願いいたします。

新規事業の低コスト林業実践事業でございます。

本事業は、県内には成熟した人工林がありまして、この森林を収穫し、木材として利用することとなります。そして、収穫後の林地の多くは再度植林することとなりますが、植林や植林後の下刈り等の費用は現状では高く、森林所有者の負担が大きいものとなっています。このため、これまでより成長がよい苗木を少ない本数で植栽し、再造林の低コスト化を目指す事業でございます。

93ページをお願いいたします。

シカ被害対策関連事業でございます。

この事業は、さきに説明いたしました森林環境保全整備事業等のシカ被害対策関連事業についてまとめたものです。

94ページをお願いいたします。

県有林事業でございます。

この事業は、県有林の管理、運営を行うものでございまして、境界の管理、間伐等の森林整備を行う県有林整備事業、土地所有者と県で契約を行い、育成してきました分収林の木の売り払い等を行う立木処分事業等を実施しております。

次に、林業公社事業です。

この事業は、熊本県林業公社に対し、事業運営費の貸し付け等を行う事業でございます。

森林整備課は以上でございます。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。95ページをお願いします。

林建連携雇用創出プロジェクト事業です。

林業では、林業従事者の高齢化、後継者不足等の問題があり、一方、建設業においては、公共事業の減少などにより雇用の問題が生じる状況にあると言えます。そこで、林業

担い手の確保や建設業から林業への参入を支援するとともに、森林施業の集約化等を進めることで、山村地域の雇用の創出と経済の活性化を図るものであります。

事業内容といたしましては、県下7地域において、(1)の連携会議の開催、(2)の間伐などの施業を集約化する取り組み、(3)の建設業の方が手持ちの機械へ林業に使用する部品の購入をする際や林業機械のリースに対する助成、(4)の作業道の助成、さらに(5)の長期や短期の各種研修への助成を計画しております。

96ページをお願いいたします。

木質バイオマス等エネルギー対策事業です。

木材の有効活用と施設園芸の経営安定を図るため、木質バイオマスの園芸ハウスでの活用を推進し、燃焼灰も活用するくまもと型地域循環システムを構築するため、原材料の調達、製造、配送への支援を行うなど、供給システムの確立を目指すものでございます。

97ページをお願いします。

くまもと地産地消の家づくり推進事業です。

これは、県産の木材と畳表を提供し、県産品の魅力を実感していただき、県民の方に地産地消の意識を醸成していただくことで、県産材の需要拡大を図るものです。県産木材を一定割合以上使いました新築またはリフォームする施主の方、また、補助を受けず、公共性の高い建物、例えば病院や介護施設などを考えておりますけれども、そういったものを建設される民間事業者の方に県産材を提供するものです。

下段のくまもと県産木材輸出促進事業です。

県内の森林資源の需要拡大策の一つとして、中国等東アジア地域への輸出について協議会を設け、問題点等を整理し、可能性を探るものでございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。

特用林産物及び緑化木生産の振興対策です。

これは、シイタケ、タケノコなどの特用林産物の生産振興や需要拡大を図るため、加工施設の整備やイベント等に対する助成事業、また、タケノコの増産のため、竹林の整備や研修等に対し助成する(3)の稼げる竹林整備推進事業、緑化木の安定供給のため、生分解性ポット普及促進への助成などを行うものでございます。

99ページをお願いいたします。

林業・木材産業振興施設等整備事業費です。

これは、国庫補助による林業・木材産業振興施設等整備事業と国庫補助により造成されました熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用する、(2)に書いております緑の産業再生プロジェクト促進事業により、素材生産の機械化や加工施設などの各種施設整備に取り組み、林業、木材産業等の増産体制の構築を図るもので、本年度は、高性能林業機械、製材加工施設など、21件の整備を実施するものでございます。

なお、事業内容の(2)の①のウに、木質バイオマス利活用ということで掲げておりますが、これにつきまして、先ほど園芸課から御説明がありましたハウスの加温のボイラー事業分でございます。

続きまして、100ページをお願いします。

林道事業です。

林道は、林業経営や森林の総合利用、山村の生活環境の改善にとって必要な施設であります。整備計画の目標に対しまして、22年度末での整備状況が46%となっております。本年度は、大規模林道菊池人吉線の矢部泉区間や8路線の県営工事を初め、市町村営など35路線と専用道23路線の計58路線について事業を実施することとしております。

林業振興課は以上です。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。資料101ページをお願いします。

治山事業でございます。

梅雨前線や台風に伴う豪雨に起因する山地災害の復旧対策及び荒廃した溪流の防災対策等を、国庫補助事業及び交付金事業で実施するものでございます。平成24年度は、県内、当初、補正合わせまして100カ所で実施を予定しております。

続きまして、102ページをお願いします。

保安林整備事業でございます。

県内に約10万ヘクタール指定されております保安林のうち、台風や病害虫等の被害により水源涵養機能や土砂流出防止等の機能が著しく低下した保安林について、改植や本数調整伐等を実施し、その機能の回復を図るものでございます。平成24年度は、県内73カ所で実施を予定しております。

103ページをお願いします。

山地災害危険地区減災対策事業でございます。

当事業は、緊急雇用創出基金事業を活用した新規事業で、山地災害危険地区の点検、調査を実施するものでございます。調査した情報を市町村及び地域住民へ提供することで、速やかな避難を促し、減災対策を推進するものでございます。

森林保全課の主要事業については以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。104ページをお願いいたします。

まず、赤潮対策事業についてでございます。

この事業は、赤潮被害の防止、軽減を目的に、調査を継続して実施するとともに、養殖業者等も含めた赤潮監視ネットワーク体制の整備や海水養殖漁協が主体となって行う赤潮

初期発生時における補助作業を支援するものでございます。

次に、105ページをお願いいたします。

漁業取締船代船建造事業について御説明します。

これは今年度からの新規事業となります。水産資源の保護や漁業秩序の維持を図るため、漁業取締船による取り締まりを実施しておりますが、現在、老朽化しております漁業取締船「ありあけ」にかわる後継船の建造を行うものです。今年度は建造に係る設計委託を行い、平成25年度と26年度で建造を実施する計画です。

次に、106ページをお願いいたします。

漁業無線整備事業でございます。

こちらにも新規事業となりますが、これにつきましては、県が免許を受け、業務を行う上で不可欠な漁業指導用海岸局を維持するため、熊本県無線漁業協同組合に対し、鹿児島県漁業無線局との業務の一部統合に伴う機器の整備及び更新を補助するものでございます。なお、この事業につきましては、平成24年度単年度での事業となります。

107ページをお願いいたします。

上段の熊本産「クマモト・オイスター」づくり事業について御説明します。

これは、世界的ブランドであるクマモト・オイスターについて、県内で量産化や現地養殖のための試験を行うとともに、新たなくまもとブランドの水産物として販売体制の確立を目指すものです。今年度も、引き続き、低コスト化も含めた量産化試験や海域やカキの細菌等調査、養殖技術の向上のための指導を行ってまいります。

次に、下段のくまもと水産業の元気づくり事業でございます。

これは、生産量の減少や魚価の低迷、赤潮の多発等が地域の経済や活力に大きな影響を与えていることから、水産業の元気づくりを通じた地域の活性化を創出することを目的と

しております。天草地域を主体に、売れる水産物づくりや水産業を活用した観光の創出のための事業を実施します。

108ページをお願いいたします。

みんなで育てる豊かな海づくり事業でございます。

この事業は、栽培漁業、資源管理型漁業に関する事業を一体化し、総合的な体制により水産資源の持続的な利用を図り、資源管理、漁業所得補償対策を推進することで、漁業経営の安定に資するものです。

主な事業としましては、資源管理や共同放流事業に対する補助、放流用の種苗生産の委託費、資源管理、漁業所得補償対策を推進するための協議会費等となっております。

109ページをお願いいたします。

漁業権切替事業でございます。こちらは新規事業となります。

現在、漁業法に基づき、514件の共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権が免許されております。これらの免許が、海面につきましては平成25年8月31日に、また、内水面につきましては12月31日にそれぞれ満了を迎えることから、切れ目のない免許を行うため、平成24年度から準備作業を行うものです。

水産振興課は以上でございます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。資料の110ページをお願いいたします。

水産環境整備事業につきましては、効用が低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために、覆砂による底質改善や藻場造成等を行います。特に、アサリの漁獲量は依然厳しい状況下であり、干潟漁場の底質改善を継続して実施する必要があることから、引き続き有明海、八代海沿岸で覆砂を行ってまいります。

また、天草西漁場として、天草市五和町から苓北町地先において、藻場造成を今年度か

らの新規箇所として実施いたします。

111ページをお願いいたします。

水産流通基盤整備事業につきましては、安全で安心な水産物の安定供給を図るため、水産物の生産、流通の拠点となる第3種漁港等において、水産物の品質、衛生管理の向上及び陸揚げ、集出荷機能の強化等に資する漁港の整備を行うもので、本年度は、牛深漁港の防波堤整備を推進してまいります。

112ページをお願いいたします。

水産生産基盤整備事業につきましては、水産資源の維持、増大や水産物の生産機能の確保を図るため、浅海域における漁場、藻場、干潟等や、それらに関連する漁港施設の整備を行うものです。本年度は、塩屋漁港で残土処理護岸、御所浦漁港で外郭・係留施設等の整備を行うほか、天草東漁場で藻場造成を実施いたします。

113ページをお願いいたします。

単県津波・高潮対策調査事業につきましては、今年度の新規事業となります。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、県内における今後の津波対策の基礎資料とするため、県内沿岸部の設計津波高の設定を土木部と連携して行うものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 全国豊かな海づくり大会推進課でございます。資料の114ページをお願いいたします。

全国豊かな海づくり大会開催準備事業でございます。

平成25年に本県で開催されます第33回全国豊かな海づくり大会の準備を進めてまいりる事業でございます。

事業内容につきましては、2の(1)から(4)につきましては、県の実行委員会負担金として支出して執行するものでございます。実施計画の策定、大会の広報、宣伝、イベントの開催、実行委員会の運営を行ってまいり

ます。(5)につきまして、県の事務費として執行する分でございます。

本年の事業といたしましては、1年前のプレイベントといたしまして、エコパーク水俣におきまして、10月28日に記念放流を実施いたします。あわせて、くまもと海づくりフェスタといたしまして、県の農業公園カントリーパークにおいて毎年実施されておりますくまもと農業フェアと同時開催で海づくりフェスタを実施いたします。10月27日、28日の2日間で開催を予定しております。

全国豊かな海づくり大会推進課、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○守田憲史委員長 次に、付託議案等の審査に入ります。

関係課長から順次説明をお願いします。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

引き続き、2冊目の御説明資料の予算関係のほうをごらんください。

この説明資料、前半は第1号議案となっております6月補正予算、後半は、報告第1号のほうでございますが、平成23年度繰越計算書の御説明となっております。

まず、6月補正のほうを説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

これは6月補正予算の総括表でございます。一番下の合計欄をごらんください。

農林水産部全体の6月補正予算は、補正額欄の一番下ですが、合計で174億円余の補正となっております。

資料2ページからは、農林水産政策課の補正予算でございます。

上段の農政企画推進費といたしまして、951万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄に記載しました、1番目が、農山漁村新エネルギー推進事業、2番目のお

やつプロジェクト、3番目のくまもと赤のブランド推進事業、この3つにつきましては、先ほど御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

それから、下段ですけれども、農業研究センターの球磨農業研究所費の80万円余の増額でございます。これは、球磨農業研究所の圃場の一部を道路用地として提供いたしましたことに伴い、圃場の防風林代替ネットの設置が必要となったものでございます。

次に、資料の40ページをお願いいたします。

平成23年度繰越総括表でございます。繰越額の一番下の合計欄をごらんください。

農林水産部全体で、476件、164億円の繰り越しとなっております。2月議会で御承認いただいた明許繰越額のほかに事故繰り越しは生じておりません。農林水産政策課関係では繰越額はございません。

以上でございます。

○吉田団体支援課長 説明資料3ページをお願いいたします。

水産業協同組合指導費でございます。110万円の増額をお願いいたしております。

説明欄の1の熊本県漁業協同組合連合会補助でございますが、これは県下38漁協の連合会組織である熊本県漁業協同組合連合会に対します補助でございます。この連合会の後継者育成の取り組み、女性部の活動などの経費の一部を補助するものでございます。

2の漁業共済加入促進事業費でございますが、県内の漁業共済事業を運営する熊本県漁業共済組合に補助するものでして、共済加入を促進するために必要な経費の一部を補助するものです。

団体支援課は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興

課でございます。4ページをお願いします。

上段のほうの農村地域農政総合推進事業費としまして、先ほど申しあげました農業振興地域の整備促進事業費、それとみんなで取り組む耕作放棄地活用事業と、それと農地集積加速化事業、あわせて1億7,765万円余の補正をお願いしております。

下段のほうの農業諸費の2,847万円でございますが、これは緊急雇用創出基金を活用しまして、戦後の開拓団でございますとか、自作農創設のときのいろんな資料が相当老朽化しておりますので、これを行政文書の電子化を行う事業でございます。その事業費として上程しております。合わせまして2億612万円余の補正をお願いしております。ということで、よろしく申し上げます。

○田中担い手・企業参入支援課長 5ページをお願いいたします。

農業総務費において、695万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の地域を引っ張るリーダー育成事業でございます。地域営農組織設立のために講座開設等を行うものでございます。

農業改良普及費におきまして、9,211万円余の増額をお願いしております。

説明欄1の企業等農業参入支援事業につきましては、参入助成の増、企業役員等を対象にした経営講座の開催、新商品開発、新市場開拓に関する助成を行うものでございます。

説明欄2の地域で育てる新農業人育成総合推進事業につきましては、主要事業で説明したとおり、研修主体の再構築に係る助成の増額分を計上しております。

6ページをお願いいたします。

説明欄3のくまもと農業アカデミーは、農大、農研センター、県立大学の3者が連携して講座を開設するものでございます。

4のアグリビジネス創出支援事業につきましては、企業、農業団体等連携による商品開

発等に関する助成、農林水産業への最先端技術導入のアイデア募集を行うものでございます。

以上、当課合計で9,906万円余の増額をお願いしておりまして、補正後の合計額は18億6,770万円余となっております。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○板東流通企画課長 流通企画課でございます。7ページをお願いいたします。

農業総務費のうち、最上段、農産物流通総合対策費の613万円余につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

続いて、中段、流通体制整備費166万につきまして、説明欄1の卸売市場整備推進事業51万円は、卸売市場が行う統計調査に対する助成でございます。

2は、新たに今回補正計上させておりますくまもとの卸売市場魅力アップ支援事業でございますが、内容は先ほど説明いたしましたとおりでございます。

最下段から8ページにかけます、ブランド確立・販路対策費の4,380万円余につきましては、説明欄にあります5つの事業の内容は、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

なお、5の農林水産物等アジアマーケット開拓支援事業につきましては、今回の補正によりまして新たに計上させていただいているところでございます。

以上、流通企画課、補正額5,100万円余、総額で2億1,200万円余を提案しております。御審議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○小柳むらづくり課長 むらづくり課でござ

います。9ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費に260万円余を計上しております。

説明欄1のくまもとの食魅力発信事業は、熊本の食の魅力や食文化の情報発信と地域独自の農林水産物の利用促進を図るため、セミナーを開催する経費として96万円。

2のくまもとの食と人が輝く地域づくり事業は、食の名人を活用した地産地消、地域振興への支援に166万円を計上しております。

最下段の山村振興対策事業費でございますけれども、20億7,900万円余を計上しております。

説明欄1の中山間地域等直接支払事業は、先ほど説明しましたとおり、20億7,600万円余。

2の新規事業、農山漁村活性化促進事業は、農山漁村活性化のための集落調査やすぐれた活動を行った集落の表彰に要する経費として300万円余を計上しております。

10ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策推進事業費でございます。

ジビエ利活用緊急促進事業でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、ジビエを有効活用するための取り組みに要する経費として860万円余を計上しております。

4段目の国庫支出金返納金は、平成22年度に実施した国庫補助事業において、受益者の確定申告に伴って消費税の還付が生じたことから、国費相当額23万円余を返納するものです。

5段目の土地改良費ですけれども、総額4億8,000万円余を計上しております。

その内訳ですが、最下段の県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する経費として、16地区分として4億7,200万円余を計上しております。

11ページをお願いいたします。

1 段目の集落環境整備事業費ですけれども、美しい農村景観保全活用事業、これは先ほど説明いたしました市町村の行う農村景観の保全、活用に対する助成に410万円。

それから、2段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費ですけれども、本年10月に山都町で開催されます全国棚田サミットの補助金負担金として400万円を計上しております。

むらづくり課、補正額合計で25億7,000万円余の増額補正でございます。

最後に、41ページをお願いいたします。

報告事項の繰越明許費でございます。

県営中山間地域総合整備事業費ですけれども、設計に関する諸条件及び用地の対応に不測の日数を要したため、4地区で7,800万円余を繰り越したものです。8月の竣工を目指して鋭意努力をしております。

むらづくり課の説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。資料の12ページをお願いいたします。

まず上の段、農業改良普及推進費につきまして、340万円の増額補正をお願いしております。

これは、国の交付型の新規事業でございます。試験研究機関等で開発されました新技術を早急に普及するための実証等に要する経費でございます。

下の段、農作物対策費のうち土壌保全対策事業費につきまして、1,000万円余の増額補正をお願いしております。

これは、先ほど御説明させていただきましたとおり、くまもとグリーン農業の取り組み拡大に向けまして、消費者等の理解促進活動に要する経費でございます。

以上、農業技術課としまして、計1,340万円余の増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。資料13ページをお願いいたします。

農作物対策費のうち、まず米麦等品質改善対策事業につきましては、右側説明欄の1、これは、米、麦、大豆の種子生産、これを行っております主要農作物改良協会、この経費に対する助成でございます。

2番目の農業団体等が行います米、麦、大豆等につきましての生産販売対策、これを推進するために要する経費助成、それから、3番目にありますのは、先ほど御説明いたしました麦の新規事業でございます。合計2,725万円余の増額をお願いするものでございます。

下段の畑作振興対策費につきましては、県、それからたばこ耕作組合あるいはJT等で県たばこ耕作振興協議会をつくっておりますけれども、その活動費助成として30万余の増額をお願いするものでございます。

資料14ページをお願いいたします。

上段のい業振興対策費は、先ほど御説明いたしましたくまもと豊表復興支援事業を新たに実施するための経費としまして、2,135万円の増額をお願いするものでございます。

中段の生産総合事業につきましては、国からの追加内示等を受けまして事業費が増加することから、4億7,000万円余の増額をお願いするものでございます。

下段の水田営農活性化対策費につきましては、右側の説明欄1の水田新産地形成事業では、米にかわる地域特産物の定着を図るための農業団体の取り組みに対する助成及び2の先ほど御説明いたしました熊本型産地再編販売力強化事業を新たに実施するための経費としまして、合計7,711万円余の増額をお願いするものでございます。

以上、農産課といたしましては、5億9,600万円余の増額補正を上げさせていただいておりますので、よろしく御審議いただきます

ようお願いいたします。

次に、資料42ページをお願いいたします。

繰越明許費についての報告でございます。

生産総合事業につきまして、昨年度の国の4次補正に基づく追加内示を2月24日に受けまして事業に着手いたしましたけれども、事業計画の作成等に不測の期間を要しましたために、実施地区11地区で28億9,900万円余の全額を繰り越したものでございます。各地区とも、現在早期完了に向けまして指導を行っているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

農産課は以上でございます。

○野口園芸課長 15ページをお願いいたします。

まず、野菜振興対策費でございます。

説明欄1、熊本県野菜振興協会の事業費の補助でございます。

2番目のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業、先ほど説明しました事業の一部を6月補正に上げております。

それから、次の3、4、それから次のページの5につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

16ページの債務負担行為につきましては、木質バイオマスの燃焼灰、これを加えた堆肥製造の試験の委託業務が、年度をまたぎまして25年度までかかりますので、債務負担行為とさせていただきますのでございます。

次に、花き振興対策費でございますが、1につきましては、花き協会の事業費の補助でございます。

2につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

果樹振興対策費につきましても、先ほど説明したとおりでございます。

園芸課といたしまして、合計2億5,300万円余の増額をお願いするものでございます。

園芸課は以上でございます。

○平山畜産課長 17ページをお願いいたします。

上段の畜産振興対策事業費、1億2,700万円余をお願いするものでございます。

内容につきましては、先ほど御説明いたしました放牧畜産技術認証取得推進事業及び馬刺し冷凍処理促進事業に係るものでございます。

下段の循環型耕畜連携体制強化事業につきましては、110万円余の補正をお願いするものでございます。これは新規事業で、くまもとグリーン農業支援事業といたしまして、グリーン農業の推進に向けた畜産由来の良質堆肥の供給体制の強化に要する経費でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。補正額が1,500万円でございます。これは、先ほど御説明しましたくまもとの牛首都圏市場開拓支援事業でございます。

下段の広域農業開発企画調整調査費でございます。

農用地整備公団が実施した草地造成や農業用道路の建設などの償還金でございます。財源内訳のその他の2億7,600万円余は、市町村等が負担するものでございます。

以上、畜産課補正予算額8億4,800万円余でございます。よろしくをお願いいたします。

それと、続きまして43ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段は、食肉処理業者などの冷凍機器整備、中段は、牧野組合などによる牧柵などの整備、下段は、家畜保健衛生所などにおける防疫対策のための整備導入などでございます。いずれも効率的な施行を行うために設計などに時間を要したものでございます。早期完成に努めてまいります。



畜産課は以上でございます。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。19ページをお願いいたします。

土地改良費といたしまして12億6,000万円余の補正をお願いしております。

主には、国営土地改良事業直轄負担金です。これは完了地区を含む4地区の国営土地改良事業に対する県及び地元の負担金でございます。

次に、土地改良施設維持管理事業費の補正額としまして、先ほど御説明いたしました基幹水利施設応急対策事業に係る予算、2,000万円を計上しております。

一番下の国営事業継続地区推進調査費ですが、これは国営関連の県営事業の未採択地区の調査、検討に要する経費でございます。

20ページをお願いいたします。

一番上の森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金でございますが、これは既に事業完了いたしました阿蘇小国郷区域の特定中山間保全整備事業に対する県及び地元の負担金でございます。

最後に、下の部分、農地防災事業費でございますが、2億9,000万円余の補正をお願いしております。

海岸保全直轄事業負担金ですが、これは国が行う玉名横島地区の直轄海岸保全施設整備事業に対する県の負担金でございます。

以上、農村計画課といたしまして、総額で15億5,463万7,000円をお願いしております。御審議のほどお願いいたします。

また、繰越明許の関係でございます。44ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

農村計画課の翌年度繰越額は、3つの事業で総額7,134万円余となっております。

繰り越しの主な理由といたしましては、一番上の土地改良施設維持管理強化事業費におきましては、地元調整の結果、工事施工に制

約が生じたものでございます。

次に、小水力・太陽光発電導入モデル事業費におきましては、発電した電気の契約に伴い、基本料金の調整協議に不測の日数を要したものでございます。

最後に、農業農村整備推進交付金事業におきましては、交付金の対象事業の追加内示が年度末にございまして、年度内完了が困難となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○緒方技術管理課長 45ページをお願いいたします。

補正予算はございません。

繰越明許費について、技術管理課においては、2件で300万円余の繰り越しでございます。農地費、林業費がありますが、事業内容は同じものでございます。

繰り越しの理由は、電子入札・進行管理関係システムの機器の更新に合わせまして、経費節減のため庁舎内に設備を移設する計画をしておりますが、この移設計画検討に不測の日数を要したために年度内完了が難しくなったものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。21ページをお願いいたします。

土地改良費でございます。30億6,800万円余を計上しております。主なものを御説明いたします。

上段にあります県営かんがい排水事業ですが、農業用水施設や排水機場等の整備を行うもので、芦北町の芦北地区を初め13地区で実施してまいります。

次のページをお願いいたします。

上段の県営経営体育成基盤整備事業です。

区画整理や用排水施設等の一体的な整備を行うもので、菊池市の南田島、佐野地区を含

む16地区で実施してまいります。

中段の農業体質強化基盤整備事業ですが、農業体質強化のための農地整備や農業水利施設の更新等を行うもので、熊本市の梅洞地区を含む21地区で実施してまいります。

次に、下段の農地防災事業費でございます。14億700万円余を計上しております。

海岸保全事業ですが、海岸堤防等の整備を行うもので、宇城市の豊川地区を含む4地区で実施してまいります。

次のページをお願いいたします。

上段の農地防災事業ですが、農用地の土壌侵食やのり面崩壊等の発生防止のための整備を行うもので、熊本市の平野地区を含む11地区で実施してまいります。

最下段にありますように、農地整備課としては、合計で44億7,600万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

繰り越してございますが、46ページから47ページにかけて記載しております。

平成23年度の国の第3次・4次補正及び通常の繰り越し分としまして、計画設計に関する諸条件や用地の関係等でやむなく繰り越しを行うものでございます。

主なものを御説明いたします。次の47ページをお願いいたします。

上段にあります農業体質強化基盤整備促進事業でございます。

この事業は、平成23年度の国の第4次補正予算で新規の補助事業として創設されたものでして、現在実施中の県営事業の推進を図るためにこの事業を最大限活用することとし、平成23年度の2月補正で増額補正をお願いしたのですが、その全額41億円余を繰り越すものでございます。

それを含めまして、農地整備課としましては、10事業で56億9,600万円余の繰越額でございます。今後、事業効果の早期発現がなされるよう、工事の早期完成に努めていきたい

というふうに考えております。

農地整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。24ページをお願いいたします。

林業総務費で3億1,700万円余の増額補正を提案させていただいております。

これは、説明欄1の森林整備地域活動支援交付金事業等の増額に加え、説明欄3の新規事業の市町村森林所有者情報整備事業1,428万円増額及び25ページの水とみどりの森づくり事業の1億7,710万円余の増額補正によるものです。

次に、林業振興指導費でございます。

説明欄の一番下でございます新規事業の森林作業道作設オペレーター育成加速化事業等で、360万円余の増額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

造林費でございます。

説明欄1の森林環境保全整備事業の7億6,800万円余の増額と、説明欄2、新規事業の低コスト林業実践事業の1,750万円の増額により、7億8,600万円余の増額をお願いしております。

次に、県有林費でございます。

本事業は、県有林の管理、運営を行うものであり、1億7,100万円余の増額補正をお願いしております。

以上、森林整備課といたしまして、総額で12億7,800万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

上から3つ目の森林環境保全整備事業費で40件、14億円余を初め、4事業で102件、18億7,800万円余を繰り越しておりますが、いずれも年度内に完了する予定でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課でございます。28ページをお願いいたします。

林業振興指導費の林業労働力対策事業費で4,526万円余の増額をお願いしております。

これは、1の施業プランナーを育成する施業集約化加速化事業、2の林業従事者の技術向上や資格取得のための研修事業、3の生産現場での作業システムを検証し、低コストにつなげる林業作業システム効率化事業を行うものでございます。

29ページをお願いいたします。

林業産業振興対策費で2,912万円余の補正をお願いしております。

これは、1、2、3の林業木材産業関係団体等への助成や、4の先ほど御説明いたしました木質バイオマス等エネルギー対策事業などを行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

県産木材需要拡大対策費で1,987万円余の増額をお願いしております。

これは、2の建築士や工務店の方を県産木材のよさ等をアピールしていただくアドバイザーとして登録するための研修や活動支援の経費でありますくまもと県産木材アドバイザー活動支援推進事業、3の先ほど御説明いたしました県産木材輸出促進事業などを行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

林産物振興指導費で1,028万円の増額をお願いしております。これは、3の先ほど御説明いたしました稼げる竹林整備推進事業などを行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費で4億1,493万円余をお願いしております。これは、先ほど御説明いたしました緑の産業再生プロジェクト促進事業により、製材等の加工・流通施設などへの助成を行うものでございます。

33ページをお願いします。

林道事業費で13億9,968万円余をお願いしております。これは先ほど御説明いたしました林道事業の県施行分関係の経費であります。

林業振興課としましては、合計19億2,000万円余の補正をお願いしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

繰り越しの御報告です。

林業費の林業・木材産業振興施設等整備事業費や、50ページをお願いいたします。

ここに掲げております災害復旧費の過年、現年の林道災害復旧費など、合計8事業で64カ所、23億3,105万円余の繰り越しとなっております。なお、この中には、11月、12月の補正分10億7,615万円余も含まれております。

繰り越し理由といたしましては、用地関係や計画設計等に関する諸条件により不測の日数を要したものでございます。6月末で10カ所が完了予定ですが、他は年度内の完了を予定しております。

林業振興課は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

治山事業費及び保安林整備事業費で、合わせて21億390万円余の補正予算をお願いしております。事業内容については、先ほど説明しましたとおりでございます。

続きまして、51ページをお願いします。

繰り越し計算でございます。

治山事業から最下段の現年治山災害復旧費まで、4事業で総額24億5,098万円余を繰り越しております。

繰り越し理由としましては、設計に関する諸条件や資材の入手難等によるものでございます。いずれの箇所も年度内に全て完了の予

定でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。資料の35ページをお願いいたします。

まず、水産業総務費として282万円余の補正をお願いしております。

内訳につきましては、説明欄にありますとおり、漁業無線指導事業に係る事業費でございます。熊本県無線漁業協同組合への運営費の補助に係る経費となります。

次に、漁業取締費として、漁業取締船の法定検査に要する経費であります1,412万円余の補正をお願いしております。

以上、合わせまして1,694万円余の補正をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

なお、繰り越し関係はございません。

水産振興課は以上でございます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

36ページから39ページまで、14億2,400万円余の増額補正をお願いしております。

まず、最上段の沿岸漁場整備開発事業費につきまして、3,070万円の補正をお願いしております。内容といたしましては、主要事業で御説明申し上げました水産環境整備事業のうち、藻場漁場の整備に係る補正となります。

次に、3段目の漁港建設管理費で13億9,300万円余の増額補正をお願いしておりますが、主なものについて御説明させていただきます。

まず、最下段の地域水産物供給基盤整備事業につきましては、地域における水産資源の維持、増大及び水産物の生産・流通機能の強化を図るため、漁港施設や漁場の整備を行う

もので、本年度は、県管理の大江漁港、また、市管理1漁港で事業を実施します。事業内容は、いずれも防波堤の整備となっております。

次に、38ページをごらんください。

2段目の漁村再生整備事業費につきましては、地域の既存施設の有効利用という観点から、漁港施設や生活環境施設等の整備を行うもので、県管理の下桶川漁港及び市町管理6漁港の整備を推進してまいります。

3段目の漁港関係港整備事業費につきましては、既存施設の延命化及び更新コストの縮減、平準化を図るため、一定計画のもとに漁港施設の機能保全工事を行うもので、御所浦漁港を含む県管理3漁港で事業を行ってまいります。

最下段の水産流通基盤整備事業につきましては、先ほど主要事業で御説明しました牛深漁港及び市管理1漁港での防波堤、物揚げ場等の整備に係る補正となります。

39ページをお願いいたします。

水産生産基盤整備事業につきましても、主要事業で御説明しました内容のうち、御所浦漁港等で漁港施設の整備や藻場造成に係る補正となります。

最下段をごらんください。

漁港漁場整備課といたしましては、以上合わせまして14億2,400万円余の増額補正をお願いしており、補正後の予算総額は31億4,500万円余となります。

次に、52ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明申し上げます。

52ページから53ページにかけて、9事業、案件にいたしまして19件について、いずれも計画に関する諸条件によりやむなく9億900万円余の繰り越しをお願いしております。いずれの箇所も年度内には全て完了する予定でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

午後1時まで休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時1分開議

○守田憲史委員長 それでは、再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○磯田毅委員 平岡さんにお尋ねしますけれども、みんなで育てる豊かな海づくり事業の中で、アサリの、50万ですか、この保護水面管理事業というので。私は、八代の二見漁協というのですかね、そこの漁協の人と話して、非常にアサリがですね。ナルトビエイというのですかね。あれでやられて一潮でだめになったという話聞いて、そういう対策——きのうもちょっと出ましたよね、環境対策特別委員会で。そこのところをちょっと詳しく説明してもらえんでしょうか。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

ナルトビエイの被害についてということでは、ちょっと御説明したいと思いますけれども、このナルトビエイは、飼育試験を行いますと、1日当たり体重の10%の貝を食べるといようなことを言われておまして、これで換算しますと、大学の先生によりますと、有明海で年間5,000トンぐらいは食べられているんじゃないかと、そういった話もございます。有明海だけでなく八代海のほうも、委員おっしゃったように、ナルトビエイの被害というのが出てきているところでございます。

県としましては、水産資源回復基盤整備交付金という市町村に対する交付金を出しておまして、それぞれ八代海のほうの市町村

が、アサリの巻きつけ以外に、そういったナルトビエイの対策、いろいろ策を立てたりとか、そういった対策を行っております。

それから、県としましては、県漁連に約200万円で定額補助でナルトビエイの駆除、これは駆除のほうですけれども、あと水産庁からは、全漁連、県漁連を経由して委託、それから農政局からの委託事業とか、そういったものでナルトビエイの駆除を行ってまして、これは平成14年度から現在まで続けているところですが、大体有明海、八代海を含めて約1,100トンのナルトビエイの駆除を行っているところでございます。

地球温暖化といいますか、水温もだんだん上がってきておりますので、昔は冬場出たところなんですから、年間有明海なり八代海に滞留する期間というのは長くなってきているんじゃないかなというふうに思っております。ということで、県としても、そういった駆除を行っているところでございます。

○磯田毅委員 そのアサリのことを言ったのは、実は県南振興の中でフードバレー構想というのを知事がおっしゃって、八代海を中心とした、そういう水産業あたりの活性化のための大きな柱になり得る——私は、アサリというのは、多分ブランド化されつつあった中で、しかも去年は220トンですか、最盛期の恐らく10分の1近くに減っているということを見ると、何らかのもっと対策の強化というのが考えられても当然かなと私は思って、さっきの質問をしたわけなんですけれども。

○平山水産振興課長 アサリの対策につきましては、このほかにも、私どもばかりではなくて漁港漁場整備課のほうですけれども、アサリの生息に適した環境をつくるということで県営で覆砂事業を行っておりますし、また、御承知のとおり、八代海のほうは、23年

は梅雨期の大雨によりましてかなりのへい死が起こっております。

八代海のアサリにつきましては、増減を繰り返しているというような状況でございまして、それは雨が多く降ったときにはそういった形でへい死が起こっているということで、ある面では自然災害という部分で——この対策につきましては、いろいろ水産庁で調査を行っていますけれども、例えば湛水が速やかに沖のほうに出ていくように、例えばみおを掘るとかいうこともいろいろシミュレーションをやられていますけれども、かなり大規模なものをつくらないと効果がないというような状況でございまして、なかなか根本的な対策がないというような状況です。

そういった中で、八代市のほうで昨年からは、よそから天然の貝を持ってくるだけじゃなくて、人工種苗を放流しようということで、八代市で去年から取り組んでおりますけれども、できるだけへい死が起こった後の状況として速やかに資源を回復させるためには、やはり放流事業を積極的にやっていくという部分しかないと思いますけれども、できるだけ大きくして放流したほうが良いということで、今年度からは水研センターのほうで、1センチサイズまで大きくする中間育成と言いますけれども、そういったところの技術開発も一緒にやるという形にしております。

○前川収委員 農業改良普及事業についてちょっとお尋ねしたいと思います。

代表質問でやったんですけれども、済みません、私のほうの時間の計算ミスがあつて、私のミスじゃないかもしれぬけれども、いずれにしてもせっかく答弁を用意してもらっていたのに要望という形で終わってしまっていましたので、ぜひ答弁を聞きたいなと思っておりましたので、改めて質問をさせてもらいたいと思います。

農業改良普及員の制度については、代表質問で述べたとおりでありまして、非常にいい制度だと思っておりますし、この制度なくしては統制のとれた農業振興というのはやっぱりできないと。個人個人でやるのは別として、それぞれ地域とか、そういった県とか市町村とか、そういった単位の中でしっかり農業に取り組んでいくという部分についてはなかなか難しいと思います。

それで、その改良普及員というのは、もう御承知のとおり、市町村の職員にはいらっしやらないわけでありまして、農協の職員にも普及員の免許を持っている人はほぼいないと。となると、県にしか今はいないということになりますから、県がやっぱりしっかり担っていく農業分野の一番大きな柱の一つだと思っております。

報道等を見ると——僕は、質問までその報道の中身は知らなかったんですけれども、報道等を見ると、我が県の農業普及員がずっと減ってきた。これは、人員整理等々で減ってきたということについては理解をしております。ただ、九州他県と比べても、非常に農家戸数当たりというんですか、そういう見方でも、熊本県は非常に少ないということだというのがその質問の後わかったんですけれども、その数字の実態をちょっと教えていただきたいということが1つです。

まず、それをじゃあ答えていただけますか。

○松尾農業技術課長 普及指導員数がどうかということですが、23年度に農林水産省が調査しましたモニタリング調査の結果でいきますと、熊本県の普及指導員数が192名です。全国で第13位ということになっております。先ほどお話がございました福岡県が全国第2位で283名、鹿児島県が第3位で266名といったようなところになっております。

それから、販売農家といえますか、農家当

たりのというお話もございました。例えば、農業所得が主であります主業農家100戸当たりで見ますと、九州、それから全国も、大体平均で100戸当たり2人程度でございます。それに対しまして、本県は1.2人といたようなところでございますので、やっぱり少なくなっているというところはあるかと思っております。

まずは以上でございます。

○前川収委員 見ようでは、その少ない人数の中でも、生産額を見ても、本県農業が他県と劣っているとは私は思っておりませんので、一人一人が濃い内容で仕事をしていただいて、頑張っているという評価にはなると思います。

ただ、非常に危惧しますのは、農業普及員制度というのは、もう私が言うまでもなく、5年、10年、15年、20年という長いスパンの中で、ずっと繰り返し繰り返しやっていかなきゃならない事業だと思っておりますし、途切れるところもないが、終わることもないという話でしょう。

そういうことでいくと、今はこういう数字でも頑張れているという状況があるかもしれませんが、10年後、20年後という将来の熊本農業を見据えたときに、結果として、この人数がリスクになってしまって、本県農業のPQCがうまく成り立たなくなるということにでもなった場合は、それはもう取り返しのつかない話になるというふうに思います。

ただ、じゃあ簡単に人をふやせ、改良普及員をふやせという短絡的なことを言っても、なかなかこれは今の流れでは難しいということも十分理解はしておりますが、そういった中で、どういう工夫をすることによって普及員の仕事の中身の充実が図られていくのかということについて、多分御答弁の中にそれが入っていたんだろうというふうに思っておりますので、その辺のところの考え方について

述べていただければと思いますが、やっぱりここは担当課ですね。

○松尾農業技術課長 普及制度につきまして、これまでも、何はともあれ、それぞれ地域の課題がございますので、その課題の重点化を図っていくこと、あるいは先ほどお話がございました人が足りないといったような、少なくなってきたといったようなお話も出ておりましたものですから、蒲島知事になって、地域のサポーターとか、そういうフォローするような制度あたりも導入はしてきたところでございます。

今後のところでございますけれども、具体的にいろいろ見直しはしていく必要があるのかなというふうに思っているんですが、例えば普及員、今その専門によりましては1名しかいないといったようなところも中には振興局にはございますので、エリアの問題はまた別にしまして、少なくとも若手と中堅2人ぐらいがコンビを組んでやっていけるような体制、そういったものが考えられないものか、そういった視点も踏まえまして、今後とも農家の期待に応えられる普及活動ということで、一番はやっぱり、御質問もございましたように、普及指導員の現地指導の時間をいかに確保するかということにもつながってくると思いますので、そういった視点。

それから、一人一人、10年先、20年先を見据えました指導員の能力向上、資質の向上、それと、普及と研究というのは車の両輪でもございますものですから、そういったところの連携、協調、そして先ほどもお話がございました市町村あるいはJAとの役割分担あるいは連携、そういったことをきちんと整理しながら取り組みをしていかないかぬなというふうに思っております。

○前川収委員 現場の農家と話をすると、普及員次第で、もう本当に。これはいい意味も

悪い意味も含めて。磯田先生は現場でやっていらっしゃるからわかられると思いますけれども、あの人のおらすときは全然よかったです、あの人は異動させなくて——本当にですよ。異動させないでほしいという願いがあったり、はよかえてくれと言われてたり、まあそういうこともありますけれども、本当にそれはやっぱり農家にとってみたときに——本会議の中で僕は先生という表現を使ったんですが、あれは僕が言っているんじゃないですよ。農家がおっしゃっていた話として言っているんですけども、本当にそういう頼りになる部分というのが大きくて、残念ながら最近先生がほとんどいなくなっているということになってしまっているんで、その問題意識をやっぱりしっかり県の中で捉えていただいて、少なくともこれ以上減らさない。これ以上減らさない。

それから、年次計画で一遍にふやせというのは無理でしょうけれども、やっぱり他県の状況も踏まえて、今はこうでも将来はというそういった——何か職員数の推計なんかもすぐわかると思いますので、そういうところはしっかり見きわめて採用計画もつくりながら、そして内容の濃い普及活動をやってもらわないと、今はよくても、本当に10年後はわからぬぞということになってくると思いますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、おっしゃいました普及と研究が、これは全く表裏一体だと思っておりまして、農研センターですね、農業でいえば。いわゆる普及員が、いろんな課題を現場で見て、それはもちろん自分の知見の中で解決できるものはきちっと解決なさるとは思いますけれども、解決できないものは当然あると思ひまして、それを県として受け皿としてつくってあるのが僕は農研センターだと思ひておりまして、そこにいろんな情報や苦情が吸い上げられてくると。そして、県の普及員の皆さん方

も、その中にまたいらっしゃるわけですから、そこで総合研究をしながら、スピード感を持って現場にお返しすると。こういう解決ができます、こういう方法がありますという、そのリレーションがしっかりできていくことというのが大事だというふうに思っています。

農研センターの内容は、ちょっと時間をかけながら——それはあか牛の種の開発なんていうのはまだ終わっていないし、ずっと営々と続く話ですし、今は黒もそうでしょうけれども、ずっと続けていかなきゃならない研究分野と、それから、種をつくるにしても、いろんな品種をつくるにしても、非常に長い時間がかかってやっていかざるを得ない部分もあると思います。

ただ、その部分はその部分でしっかり頑張ってもらいたいんですけども、何というんですか、栽培方法、一工夫変えれば全然違いますよというその栽培方法の一工夫の部分なんかも、やっぱり農研センターでしっかりやってもらいたいと思ひておりますけれども、きょうはセンター長もお見えいただいておりますが、来てもらわな困ると思ひておりますので、そういう全体の研究内容について、農研センターでどういう思いを持って取り組んでいただいているのか、教えてもらいたいと思ひます。

○麻生農業研究センター所長 今、前川委員から、研究センターの今後の取り組みということについてお聞きになりましたけれども、まず、県の研究センターは、大学あるいは国と違うのは、やはり農家があつての研究センターということをまず思ひています。

私は、一つの例として、ある品種をつくって、それを現場で普及員が産地化し、それを農業団体等が販売をしていくと。出口まできちっと見える段階で、やはり先生がおっしゃったように、長くかかるものも短いものもご



ございますけれども、いずれにしましても、最後にやはりそういう農家の経営に直結する研究をやらなければならないというふうに思っております。

先生の最後の、長いのはわかるけれども、なかなか研究センター、ヒットが出らぬよねと。短期間にすることにつきましては、現場のほうからも言われておまして、幾つか喫緊の課題等も、温暖化、それから省エネ等々につきましても、考え方としては、ざくっと申しますと、研究員だけで考えるんじゃなくて、現場の知恵といいますか、農家の知恵といいますか、そういうものもしっかり取り入れながら、みんなの総合力で成果が出るような工夫を今後今まで以上にやっていきたいというふうに思っております。

○前川収委員 さっきの先生という話にちょっと戻しますけれども、人が少なくても——私のイメージですよ。例えば若い指導員であったにしても、その人が現場の農家の声を聞いて、こういう改善をしてほしいというのが、その人がその場で答えられなくても、そのために農研センターがあって、農研センターに戻ることによってすぐ答えが出てきて、ぱっと改善できるという話が仮にあれば、それはその人は先生になるんですね。そういう背景、その人一人でやっているわけじゃないんだから。そういう形で今でもやっていらっしゃると思いますけれども、今センター長がおっしゃったとおり、やっぱりPQCという熊本県農政が掲げている大きな課題というんですか、目標というんですか、そういった部分をしっかりと、研究部門といえども意識を持って、いろんな珍しい研究は大学も確かにあるし、国の研究機関もあるわけですから、それはそちらとの連携でもできるわけで、やっぱり農家の立場にあつて、農家の近くにある農研センターであつてほしいというふうに思います。ちょっと距離感が最近あるのかなと

いう心配をいたしておりますので、その辺のところをぜひしっかり頑張っていただければと思います。

以上です。

○松田三郎委員 厚いほうの主要事業の資料の29ページですが、担い手・企業参入支援課の田中課長にお尋ねします。

国としても重要施策、ある意味では目玉の事業にもかかわらず、新聞等、直接課長からお伺いしましたけれども、大体40%ぐらいの内示だったと。九州各県もほとんど同じような割合で、農業新聞を見ますと、全国的に大体4割ぐらいというような記事もお見受けをいたしました。

それで、この金額が書いてありますが、本県の場合、数で言うと、例えば要望の人数というか、一応調査なさったわけでしょうから、上がってきて、大体4割ぐらいでしょうから、何人に対して何人ぐらいの割合になるかという人数をお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

もう一つは、全国共通同じような状況であるならば、近い将来、国のほうも多少なりとも何か考えていただけるのかなとは思いつつ、引き続き、県も我々も、国に対して要望していかなければならない事業だと思っております。

それで、課長にもちょっと説明を受けたときにお伺いしまして、このままの状況ならば、例えば10人のうち4人ぐらいしか金額的にはなかなか給付できないと、例えば150万を75万にすれば倍にでけますかと言うたら、そういう要項とかスキームにはなっていないということですので、必然的に何らかの優先順位をつけて絞り込みをしなければなりません。

一定の基準はあるようでございますが、なかなか意欲のある人、といってもほとんどそうでしょうから、基準はあるとはいえ、実際

絞り込む、まあ表現があれですけども、人数をある程度絞っていくには大変な作業だと思います。どういうふうにこれから——ふえないことを前提にして、なさっていくのか。大きな方向性で結構でございますので、教えていただきたいと思えます。

それと関連して、これを見よって準備型と経営開始型、実施主体が県と市町村となっていますけれども、これには、今言いました優先度を判断する主体もそれぞれ、2年間のほうについては県、5年間のほうは市町村というふうになるのかどうかを含めてお答えいただければ。

○田中担い手・企業参入支援課長 まず、人数の積算についてお答えいたします。

主要事業説明資料の29ページのほうに9億6,500万というふうに書いてありますが、これにつきましては、11月時点で、これまでの就農状況とかを見まして、610人ということで想定しているところでございました。これに対して、国からの内示のほうは約260名ということで、本県の割り当ての内示は42%強というふうな状況でございます。

これにつきましては、11月時点で要件がまだぼやっとしとった部分もありますので、こちらの推計とかも含めて予算を積算してみましたが、現在、また市町村のほうに今の条件でということ再度照会とかはしながら、実際の要件に近い形のところをこれからとってまいりたいと考えております。一度とりましたけれども、その際にも、今の610名ぐらいの人数でございました。それと、基準ということで、国のほうからは、この内示額の中で優先順位をつけて考えてもらいたい。

3番目の質問のほうになりますけれども、この判断の基準は、準備型につきましては、実施主体である県が行います。それと、開始型につきましては、同じく実施主体の市町村

が行うというふうなところでございます。

その基準と申しますか、国が出しました通知につきましては、まずは面接などで意欲とか、あるいは準備型の場合は生計費の確保の必要性が高い人とか、そういうような内容でございます。開始型については、経営の発展性が高いものとか、あるいは同じく生活費の確保が高い人とか、あるいは地域が新規就農者を必要としているような地域、例えば中山間とか、そういう地域の就農者を優先するような通知でございました。

これにつきましては、なかなか、今申し上げたとおり、払う払わないの説明責任というのが実施主体にございますので、現状でこれを使うか、どうやって活用するかというのはありますけれども、ひとまず制度をつくりました国のほうでしっかり、要件に満てる人は枠を確保してもらいたいというふうな要望をやってまいりたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 わかりました。

じゃあ、場合によっては、まあ人数の関係もあるでしょうけれども、同じ人でも、例えばマックスで言えば2年と5年、7年間もらえるわけですね。こっちは県が判断する、こっちは市町村というならば、同じ人で、同じ準備をして、これから就農を開始しようという人でも、県のほうはよかったばってん、市町村でだめだったばいという可能性もあるということですかね。

○田中担い手・企業参入支援課長 準備型の場合は、県のほうで一律に判断しますが、市町村で判断します経営開始型のほうは、今委員が御懸念のとおり、ある市でよくて、ある市ではだめという可能性がないとは言えないということです。

○松田三郎委員 まあ、やってみらんばわか

らぬところもあつとでしようけれども、ちょっと細かい話ですが、この要件の中で、人・農地プランで、各市町村がこれからつくられるわけでしょう。それに位置づけるということは、個人名を、例えば町の誰々さんがこういうふうにとというのが位置づけられるということですか、プランの中に。

○田中担い手・企業参入支援課長 人・農地プランは、これから市町村のほうで、その地域の農業の後継者はどうするか、そういうふうな位置づけや中心経営体というのをそこに書くようになっていきます。それにつきましては、具体的に氏名を書くというふうになっています。ですから、氏名を書いた人がこの青年給付金の対象になると。ただ、プラン自体は、給付金が今始まっていますけれども、これから策定するということもありますので、市町村のほうでプランに位置づける見込みというふうな判断をすれば、給付金の対象になるということでございます。

○前川収委員 関連でよかですか。僕もこれは代表質問でやったんですけども、答弁は求めませんでした。市町村がやる開始型が何人割り振られるのか、結局両方合わせて今のところ260人で、そのうち何人が、例えば開始型で市町村ですと、その市町村は、例えば菊池市が2人、あさぎり町が5人とか、その割り振りも、案分的なものでやるのかどうかで全然違ってくるというふうに思いますし、そのやり方次第では、同じことをやっている人が、さっきおっしゃったように、こっちじゃもらえるけれども、あっちじゃもらえないと、市町村の違いだけによってもらえないというような形になってしまう制度的な欠陥になるんじゃないですか、それは。いかがですか。

○田中担い手・企業参入支援課長 確かにお

っしゃるとおり、今4割という状況の中では、どういうふうに市町村に案分するかというのは、非常に我々も悩んでいるところでございます。

これまで、昨年末から4回、市町村を集めた担当者会議を開いて、こちらのいろいろ課題とか含めて今協議しているところですけども、どういうふうにやるかというのは、今のところまだ考えがつかないというところでございます。それで、いろいろ市町村の方とも意見交換をしながら、今後進めてまいりたいと考えております。

○前川収委員 それは、多分260名だからの問題じゃなくて、要望分全部人数が満額来たにしても、その案分というやり方が果たしてこの制度と合うのかなということ、もしくは、その調査時に手が挙がったところだけ上げますと。それは、役所が見ただけの見方であって、本当はこの人もいました、実はこの人だって対象ですよって、この人はやっぱり違うとか、そういうときに案分的なものでやるというのは、やっぱりどだいが私は無理じゃないかなと。だから、制度的な問題というふうに言ったんですけどもね。

それから、同じような制度的な問題としておかしいと思っているのは、親元就農ですね。親元就農の方が、5年間で経営移譲をしてほしいという話があるということも聞いております。

それは、大体学校を出て親元就農をしたら、20とか22とか18歳とかという人で、お父さん、お母さんの年齢を見れば、30歳で生まれた子供でありや、大体50前後ですよ。それは農家の平均年齢から見や、まだまだ若手の働き盛りどころじゃない。50歳は若手ですよ。全く若手ですよ。その人が、自分の子供が就農してきたからといって、じゃあ経営移譲して、まあ農業をするなどは言わぬけれども、経営移譲をなさいとと言われてしまうの

は果たしていいことかなど。それを要件としなきゃならないこと自体が私はちょっとおかしいし、また、経営移譲の難しさの中には、いわゆる施設費等々で負債を抱えていて、その負債を一緒に移譲するとか、そういう部分の問題も私は含まれていると思うんですよ。施設園芸だって、やっぱりそう簡単じゃないし、それから畜産関係だって、たくさんやっぱり農家はみんな負債を抱えていますよ。それは、息子に全部すぐやれて言われたって、今度は息子が保証問題で取れるのかという話まで出てくるし、働き盛りの一番50歳をわざわざ柱から外して息子に入れてということも、やっぱりこれは制度的なおかしさだというふうに思います。

ただ、これは県の皆さんにどれだけ私が文句を言っても仕方ない、国がつくった制度ですから、皆さんは与えられた範囲の中でやらなきゃいけないので、それは制度として改善を求めて国にお話をされているということでもありますので、後ほど委員長の方には御提案したいと思えますけれども、これはやっぱり意見書か何かで当委員会でもとめて、この問題点をきちっと国に対して、執行部だけに任せるんじゃないくて、議会側からも問題提起をしていくということが必要ではないかと思えますので、ぜひ、後ほどで結構ですので、意見書提出について御提案させていただきたいと思えます。そちらはもういいです。

○松田三郎委員 1つだけ確認。初年度でもありますが、最短で言えば、事務的に人・農地プランの作成もあるでしょうけれども、大体いつごろに一番早ければ給付できそうだというめどはありますか。

○田中担い手・企業参入支援課長 まず、開始型については、市町村のほうで予算措置ということで補正なりを組んでいただかないといけません。その措置が必要ということと、

先ほどのこちらの配分方針とかありますので、ちょっと時期的に明確なところはございませんけれども、できるだけ早くしたいと思えますが、申しわけありませんけれども、ちょっと明確なところは今この場ではちょっと……（発言する者あり）済みません、そういうことです。

○松田三郎委員 今年度中も怪しか。

○田中担い手・企業参入支援課長 今年度中は当然できるようになると思えます。できるだけ早い時期にしたいと思っております。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 97ページの新規分ですが、林業振興課にお尋ねいたします。

今、まさに省エネ、節電が叫ばれておりますけれども、せっかくソーラーとか新エネのほうでやっていただいておりますが、とりわけ林業ですが、もうまさに反転攻勢の時期だと思うんですね。こういうときにこそ、逆に言えば、板材の利用が一番最たるものだろうと思っておりますが、省エネの観点からしても、外壁を2重に、杉板材あるいはヒノキの板材で厚い板でやる、そういうことが非常に省エネの観点上からも有効じゃないかなと日ごろ考えておりましたけれども、こういうことが何で取り入れられてこれないのかなとか。せっかくこういう新規で地産地消の家づくり推進事業をしていただきました。そういう意味からしても、せっかく——ソーラーのパネルであれば、県内企業であればプラス4万円でしたかね、そういう制度も取り入れられておられますけれども、林業のほうから、そういう提案なり、もっともっと上がってきて、県産材の利活用が進めばなと思っております。そういうことがこういう事業の中で可能なかどうか。

それから、各市町村が、基本利用方針でしたか、あれが未策定のところが随分あったような新聞報道がございましたけれども、政令市はしていなかったというお話でした。幹事長のほうからも、区役所あたりが全然内装化されていないとか、そういう話もありましたけれども、これも公共性の高い建物にも事業補助をするというような内容の説明でありました。その辺の策定も進めていただいて、もっともっと省エネの観点からしても、こういう事業にはもうちょっと幅をつくっていただければと思います。

また、これを工務店とか建築士さんに提案をお願いするとか、もっと県民に広く、どういことができるのかも、技能者の育成の観点からしても——既存の鉄筋コンクリートの建物にも、2重に張るとかしたら輻射熱の減衰につながるとか、そういう効能もありますので、もっともっと広がるんじゃないかなと考えておりますが、その辺どうですか、この事業の先行きの見通しというか、どういう事業の進め方でやられるのか、もうちょっと詳しく教えていただければ。

○岡部林業振興課長 委員御指摘のくまもと地産地消の家づくりにつきましては、制度的に、申し込みのほうで設計が終わった段階で県産木材を5割以上使用されているときに、その方へ柱を90本プレゼントいたします。個人の方の住宅の場合ですね。また、リフォームの際にも、ある一定率以上の方にもリフォームの材料を提供いたしますというような事業内容でございます。

一方、公共性の高いという方につきましては、下のほうに書いておりますけれども、270本ということで、同じように、この場合は柱相当ですけれども、柱相当分と同等の内装材について、フローリングとか腰壁等についても補助の対象にいたしておりますので、その辺は施主の方と設計者の方が話される中

で、同等額の木質の材料提供をしていきたいというふうに思っている制度でございます。

それと、一応お知らせをしておきますけれども、応募状況は、22年度が2.17倍、23年度が1.63倍というようなことで、かなり施主の方、設計者の方等の応募が多い事業ではございます。

それと、普及方法といいますか、設計者の方等にももっとやるべきではないかというようなお話をいただいたと思いますが、木材のアドバイザー制度ということをちょっと予算のほうでもお知らせいたしましたけれども、設計者あるいは施工業者の方に県産材の応援者になっていただくということで、そういう認定制度もあわせてやっております。そちらの方の応募についても、先ほど言いました90本の柱の中にアドバイザー柱というようなことも設けまして、そちらの方の積極的なこちらの事業推進というようなことにも目を向けていただいているというようなところがございます。

それともう1点、2点目で、基本方針の策定市町村というようなことでのお話があったと思いますが、答弁でも部長のほうからお答えがありましたけれども、25市町村が現在策定済みでございます。うち球磨郡と阿蘇郡につきましては——全市町村が策定をいただいておりますので、振興局を通じて残りのところについて、市町村のほうに鋭意策定を働きかけているところでございます。

また、熊本市につきましては、来週、木材関係の方と同行いたしまして、市長に時間をとっていただきまして、陳情をいたす中で、この策定についてもお願いする予定でございます。

以上です。

○緒方勇二委員 もう1つ、その省エネの観点ですね。俗に緑のカーテンとかやっておりますけれども、外壁に2重の壁を施せばもっと

もっと省エネになるとか、そういう観点も、せっかく林業試験場もあるのであれば、もうちょっとそういうことも研究していただいて、何も今のハイブリッド式の観点だけが省エネにはつながらないよと、自然由来のものでも十分対応できるんだという観点を、県民に広く周知していただきたいと思います。

また、震災で、結局木造家屋が流失した、鉄筋コンクリート造だけが残ったというふうな国民に認識がどうしてもあると思うんですが、逆に言えば、木材のほうが強いということとは阪神・淡路のときもできとったわけですね。そういう観点もいま一度喚起しとかなないと、もっともっと低迷してしまうんじゃないかなと心配しています。

それからもう1つ、竹林の稼げる竹林、ありましたけれども、これも同じように省エネの観点でいえば、せっかくチップ化したりとか、もっとできるのであれば、竹子とかできるのであれば——よく断熱材に使いますよね。ああいう研究もしていただいて、そういうやつを使えば補助が出るとか、もうちょっと林業試験場のほうでもその辺研究していただいて、木材、竹林、竹材、これを使って省エネに使える地域型の住宅が広まっていたければ結構かなと思います。これは要望です。

それからもう1つ、済みません、新規でもう1つ、県産材の輸出促進、挙げていただいています。これがスタートをするんだと思いますけれども、どういう姿であるのかわかりませんが、八代港に薫蒸施設ですか、これは木材の場合は、ちょっと教えていただきたいんですが、乾燥すれば薫蒸は要るんですか。それとも、新たに、例えば中国をにらんだときに、米みたいにして、ああいうふうに薫蒸施設が要るんでしょうか。

○岡部林業振興課長 木材の輸出の場合は、今輸出されている方のお話を聞く中では、中

国に輸出する際は、委員がおっしゃられたような薫蒸が必要になってくるというふうに聞いております。ただ、台湾云々については、薫蒸という行為は伴わなくても輸出できるというふうに聞いておりますが。

○緒方勇二委員 これは、市場の調査もされて今から上げていかれる、また、それを行う事業者に対する助成ということで考えていいんですか。

○岡部林業振興課長 今回輸出で考えておりますのは、協議会を設けて、その協議会には、県、森林組合連合会とか、木材協会、それと現在輸出をされている方とか、輸出をしたいというような方々をメンバーといたしまして協議会を設けて、その中に海外のバイヤーの方をお呼びして、どういう状況であるとか、それとか、現在全国的に木材を輸出する商社等とお話をする中で、どういう状況の中での輸出が見込まれるとか、そういうお話をすること、それと、できればテスト輸出といいますか、そういうのも取り組めればなというようなことで考えております。

○緒方勇二委員 私の知り合いの話になりますけれども、既にバイヤーの方で、台湾からでもどんどん輸入したりあるいはこちらのやつを持っていったりしているんですね。中国向けの場合に薫蒸の必要がある、台湾はそんなことはないというようなお話でしたけれども、まあテスト輸出をされる。その人たちに聞けば、どうも鹿児島県の県産材を出しているとかいろんな事例が聞こえてきます。もっともっと調べていただいて、本当に県産材がもっと輸出拡大につながればな、いい事業だなと思っていますので、よろしくお願いします。

それからもう1点、教えてください。

95ページの林建のことですが、高性能の林

業機械のアタッチメント等の導入支援事業、これは、今度から、建設事業者が持っている機械にも高性能林業機械のアタッチメントの導入の事業をされるということですか。そういう理解をしていいですか。

○岡部林業振興課長 今委員御質問の95ページの林建連携の高性能林業機械アタッチメント等導入事業につきましては、森林組合が(1)で会議を設けるようにしておりますが、その会議に参加されて協定等を結ばれている建設業の方のお持ちの機械について、バックホウのアタッチ、先のアタッチメントをかえる際に補助をするということで、その会議等に参加されている方に限ったところの助成事業でございます。

○守田憲史委員長 済みません、先ほどの地産推進事業の柱90本または相当額の内装材等の相当額って幾らぐらいなんですか。

○岡部林業振興課長 余り金額を申すと、たったそれだけかと言われるかもしれないんですけども、今材価が非常に下がっております、20万前後と申していただくとうろしいと思います。

○松田三郎委員 関連して、これは新規となっておりますけれども、もともになるものはもう何年前からあったわけですね、柱材90本というのは。このときに、大体等級というか、品質はどんなものですかと言ったら、大体中くらいのもので、ようもなか悪うもなかぐらいですというような説明を当時の課長はおっしゃいましたけれども、今ぐらいの値段であるならば、逆に一番よかですばいというぐらいのでも、たかだかふえ方は違わないのかなと思いますので、要望ですが、そのインパクトもつける意味で、ちょっとぐらいよかつをしてもちょっとぐらいしか上がらぬと

いうことであるならば、最上級とまでは言いませんけれども、ちょっと頑張ってもらえばと、要望したいと思います。何かあれば。

○岡部林業振興課長 御要望は承って善処したいと思いますと思いますが、一応提供している材はJIS製品で、乾燥が一定程度ある乾燥材を提供しておりますので、専門的にいいますと、グリーン材とかいうことで、乾燥していない材を提供される部分もあるんですけども、そういう面では品質は、提供させていただいている材については、一定程度の品質は確保されている材だというふうには思っております。

○緒方勇二委員 ちょっと要望しておきます。

立木処分がありますよね。今から考え方をちょっと変えていただきたいと思うところが1点あるんですね。といいますのが、さきの一般質問で溝口県議も申されました、新たなビジネスモデルを考えてほしいと。文化財の保護の観点ですね。

この中で、いつも思うんですが、材料を仕入れるとき、物すごく高いんですよ、ああいう文化財の材料。寺社仏閣。だけど、製品とすれば、原木で立木処分するときは安いんですよ。逆に、ストックしていただいて、材料の支給も考えていただくような視点を変えていただいたほうが、地域に資力がない人たちが、ちょっとしたものでも、お社でも建てかえようとするときでも、そういう県有林材のストックしていただいた立木処分する分であれば、逆に支給してあげるぐらいのほう助かるんじゃないかなと思うんですが、これは要望です。何かあれば。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

県有林の管理等を担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

県有林におきましては、2種類ございまして、土地と上物の木を両方県で管理しております純県有林というものが約9,000ヘクタールぐらいございます。それから、土地が一般の森林所有者の方で、上物の木は県で植えてまして、それを最終的に契約期間、大体50年とかでございまして、成長して、それが伐期が来て、木の売り払いを行うという分収林というものと2種類ございます。

今立木処分のお話がございましたけれども、県有林で大体120ヘクタールぐらいの処分、立木処分といたしまして、山に立っている木を木材関係の業者さん方に売り払いをするというものを行っておるんですが、これはほとんどが分収林というものでやらせていただいております。

先ほど委員からお話がございました県有林であれば、そういうしっかりした古い木材だとかというものをちゃんと管理していくべきではないかということに関しましては、例えば、球磨のほうですとか、大体90年ぐらいたったヒノキの山ですとか、あと県北のほうにも、クスノキで大体100年以上たっているようなものとかがあります。それにつきましては、土地も木も県の所有のものでございまして、必要があるときにはそういうものは使っていただくべきかなと。ただ、やみくもに売り払うということは考えておりませんで、そういう特別に必要なものの用途があるときに使うべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○守田憲史委員長 ほかに質問はありませんか。

○堤泰宏委員 さっきのをちょっとよかですかね。住宅の支援に90本とか、それから公共

施設、まあ幼稚園やらでしょうからね、270本。木1本幾らすつとですか。2,000円ぐらいだろう、5寸角で。大体18万しかなかたい。その18万もらうために、書類ばどしこつくらなんかとか、そこら辺のことも考えないかぬと思うですな。

それから、私は、これはえらい、委員長、ちょっと長うなるかもしれぬですけども、どうせ昼飯食うたけんですね。（「短う短う」と呼ぶ者あり）短く、ちょっと中身を短くですね。

私は、阿蘇ですから、その阿蘇にも百姓はおらぬわけですな。一部はおりますよ。もう後継者なんかおらぬですよ。農家の平均年齢は75歳ぐらいかな。そして、この会議に来ると、こぎゃんしこおらすわけたいな。農林水産部というのは、農家のためにあるのか、農林水産部のために農家があるのか、わしはわからんごつなるわけですね。1回、わしは、平成7年に第1回目当選させていただいたときに、同じようなこつばここで言うたっですよ。そうしたら、県議のほかの先生から怒られたんですな、こういう事態であるからこそ農林水産部の職員をふやして農家を育成せないかぬと。あれから何年たったか、17年たったけれども、全然阿蘇の農家はふえないですね。そして、会議に来てみると、ここはふえちよるですもんね。

それから、先ほど前川先生から、普及員の数が少ないと。私たちのころは、普及員の数は多かったですもんね。私たちのころというか、以前は。本庁は数がふえて、第一線の現場は、その指導員というか、技術指導員ですかね、経営指導員も含めて。昔は生活指導員もおんなはったですもんね。女性の方に家計簿をつけたり、いろいろ指導する。そういう人が減ってしもうて、農林水産部の職員さんの数はふえて、そして農家の数はふえないと。農家所得は、もう今は鹿児島県にもたしか追い越されとるですよ。そぎゃんでしょ



う、部長。後で教えてください。

畜産も、私たちの平成7年ぐらいはかなりまだよかったですもんね。畜産も厳しい。林業あたりに当たっては、もうこれは、先ほどもお話が出とったですけれども、間伐しても赤字と。

そうすると、今度は——これは部長から答えてもらうけん大まかに言いますよ。今度は消費税が上がりますね。消費税は国が上げますから、私たちはその結果に従わんといかぬです。消費税が上がれば、住宅を建てると、皆さん県の職員さんだから、3,000万ぐらいの家は建てられると思うですね。そうすると、10%の消費税という、300万消費税払わなんですよ。皆さん、払いきるですか。

今度は、林業振興の方に私はお尋ねしますよ。家が建たぬならば、木材は住宅には使わない。なら、ほかの部分で、どこで林業を振興していくか、こういうこともお考えしとかんと、木はますます売れないと。それから、畳も一緒だな。畳も今減つとるけれども、家が建たぬと、畳はこれは減りますよ。

これはまたほかのあれだけど、大工さんも左官さんもみんな失業して、田舎はどっちかという山をつくりながら大工さんしたり左官さんしたり、そういう人が多いけれども、その人たちの生活も厳しくなる、そういうことも私は考えていただきたいなと思って今手を挙げたですね。

それから、各論に入ると、59ページの米パン、これは技術的に大量にほんなこてこういうことができるんですかな。今、小麦を粉にして、いろんな——粉をつくって、それでお菓子とかパンづくりよるですね。小麦を粉にする製粉機で米が米粉になるのか、これはちょっと具体的に教えてください。

そうすると、59ページの後には、これは園芸課長さんは女性だけん、えらい質問していじわるしたくないですけれども、70ページですね。この前ソウルでいろいろお世話になった

けんですね。

露地野菜の——もうどこで言わぬでも課長はおわかりだけん、露地野菜の価格が不安定であるから施設園芸をせなんというふうには聞こえるように書いてある。そうじゃないと思うたいな、実際は。施設園芸も、今はもう価格不安定ですよ。もう日本中、北海道から九州の端まで、どこにでも施設園芸がありますね。以前は施設園芸の農家というのは限定されとったんですね。導入して、しばらくは物すごくもうかりよったけれども、みんな施設園芸をつくったから、もう今はもうからぬですよ。

今、私は聞いてみると、露地がいいとか、施設園芸がいいとか、これは別ですよ。あんまりお金をかけない農家のほうが経営内容はいいように聞いちょるです。これは私が聞いたのが間違いであるか、それはわからないですね。私は話を聞いて今言うとりますから。

まだいっぱいあるけど、ちょっと短くとおっしゃったので、ここら辺でちょっとやめないかぬですけど、部長に最初のことをお聞きして、林業振興課長にお聞きして、そして園芸課長にちょっと、もうこれで3つでやめますので、お願いします。

○福島農林水産部長 幾つかあったので、済みません、漏らしてしまいましたらまた聞いいただきたいと思うんですけれども、職員数のお話がありました。

平成18年に、農政部と林務水産部が合体して、今のようなこういう大所帯になっております。県全体も、職員数は削減計画に基づいて減らしております、当然農林水産部も減っております、合体したところが約1,100弱の人数から、今は1,000ぐらいの人数に職員数は減っております。内訳は、ちょっと細かいところは、申しわけございませんがあれですけれども、今のは技術職の職員数でありまして、私みたいな事務というふうな分野に属

するものは別にまた数百人おりますけれども、これは出先機関も入れての話でございます。研究センター、それから振興局とか、そういうところも含めて、あとは本庁も含めての数字はそういう数字になっています。

それから、農家所得についてございましたけれども、確かに統計上はだんだん少なくなっておるみたいですが、ちょっと手元に今ありますのが、22年の農家所得を見ますと、その前の年に比べまして増加しております。これは販売農家という分類の農家の農家所得ですけども、22年は21年に比べても増加しておりますし、先ほども言いました主業農家、県下に1万6,000戸ほどございます主業農家という分類の部分につきましても、21年に比べれば22年は農家所得は増加している状況でございます。

先生がおっしゃったように、農家の平均年齢はどんどん高くなっているのはまさしく事実でありますし、農家戸数も減少しておるのもまさしく事実でございます。そういう面でもっともっとしっかり頑張って、県内の農業、いわゆる知事が言っています稼げる農林水産業という分野を担当している我々としては、もっともっと努力せんといかぬというのはしっかり痛感しているところでございます。

それと、あとちょっと先に個別——何かほかに漏らしていましたら、ちょっと済みませんけど……。

○堤泰宏委員 ちょっとよかですか。

数が多かということだけをただ言いよるとじゃないとですよ。農家が今1万6,000とおっしゃったすな。まあ、1万6,000でも1万7,000でもよかですよ。昭和40年代は17万農家あったんですよ。だから、10分の1ですよ、ね、専業農家というかな。

これは話が別だけど、そのころは、参議院選挙があると、農業団体から1人、福祉・厚

生団体から1人、参議院の国会議員が選ばれていきよんなはったすな。農政連推薦というのは1人上がりよったんですよ。それだけ農家には力があつたすね。県議員の先生も、農協長あたりがいっぱいおんなはったと思うですたいな。

今は、もう農家は、本当に経済的に行き詰ってしもうちよるです。ですから、皆さんの数ば3倍にして農家を生き返らせることができるといえば、それは3倍でも5倍でもよかですよ。わしは数ば言いよるとじゃないとですよ。10年前と今の農家所得、農家経営が厳しい、そして皆さんの数は減つとらぬと、だけん、もう少し頑張りやでけんかなと、だけん、第一線にもう少しじゃんじゃん出て行けばよくなるんじゃないかなと、そぎゃん気持ちで言うたんですよ。多過ぎるとかは全然言うちよらん。

○福島農林水産部長 私もお答えさせていただいた部分はそういうことで、先生が数のことをお尋ねになったので答えただけでございまして、先ほどから委員の先生方あるいは前川先生あたりから普及のお話もずっとありますように、そういう直接農家と接し、研究センターなんかも活用して取り組む必要があるということは、堤先生もおっしゃっていることと全く同じだと思っておりますので、そういう面で、先ほど私の答えの最後でも申し上げましたように、もっともっと努力せんといかぬ部分があると、努力せんといかぬということを申し上げたつもりでございます。そういう意味では、しっかり取り組みたいと思えます。

○堤泰宏委員 そしこ言うてもらうとよかです。

○岡部林業振興課長 委員御質問といたしますか、1番目が、90本プレゼントの書類の量を

多くしちゃいけないというお話もありましたけれども……。

○堤泰宏委員 だけん、金が幾らなて。2,000円ぐらいだろう、1本。

○岡部林業振興課長 それは、委員の御発言のとおりだというふうに思っております。

それと、書類につきましては、応募する際に——設計会社等々が大体代理で応募されておりますが、そのときには図面が一応終わった時点での申し込みというようなことで、建築確認等々が終わる状況の中での添付書類になっておりますので、改めてということではないというふうに認識しております。

それともう1点、家が建たなければ木が売れないんじゃないかという御質問があったと思うんですけども、熊本県も、大体木造の住宅数が、平成10年以降、6,000から7,000前後で大体一定しております。その中で、県内でいいますと、木造の率、これにつきましては、平成13年、14年ごろは50%だったのが、最近60%を超えるような状況でありますので、県内につきましては、ある程度木造に対する御理解が広まっているというふうに思っておりますし、全国で見ましても、45~46万から50万前後の木造の戸数ですので、余り変化がないような状況であります。

ただ、委員が御指摘になりましたように、消費税等で、税金のアップの中で木造から離れるんじゃないかという御指摘もあると思います。それにつきましては、一昨年から、木造住宅だけではなくて、音響のいい内装材ができないかとか、あるいはコンビニエンスストアとかに今RCのところにも木造ができないかとか、いろんな分野に、今まで使わなかった部分に、また、以前は使われていたけれども、RCとかほかの部分に変わった部分にまた木造を使えないかというようなことでの事業も展開しております、そちらのほうで

も今後とも頑張っていきたいというふうに思っております。

○堤泰宏委員 ちょっと答えが、課長違う。全然違う。

○前川収委員 こつとこつとこつて言うたい、堤さん。ずらずらずらずら答えよるなら、どこまで行くかわからぬばい。

○堤泰宏委員 まあ、2,000円はそれでよかです。

そうすると、消費税が上がれば——それは上がったつはもうしょうがなかけん。恐らく3,000万の家を建てれば、10%で300万でしょう。そうすると、家建てる意欲がごっと下がりますよ。だけん、割合とかじゃなくて、絶対数がこれは大激減しますよ。もう住宅業界は戦々恐々としていますよ。建材店なんか、店閉めようかて言いよるとだけん。今のうちに閉めとかんと、これは大ごとしなかつと。大工さん、左官さんは、話ば聞いてみると、これは大ごつばいた、もう家は建たぬと。そぎゃん家が建たぬなら、木材が減るじゃないですか、林業の出荷額が。そうすると、林業振興課長のお立場で、木材の出荷額を減らさぬためにはいかなる手段をお考えですかというのがわしの質問ですたい。だけん、考えちよらん、今から考えますと言いなはれば、もうそれでよかつですたい。

○岡部林業振興課長 後のほうでお答えした木造住宅だけではなくて、内装とか、違った方面への木材の利用というようなことも、フロンティア事業ということで3年前から取り組まさせていただいておりますので、そちらのほうも一生懸命やりたい……。

○堤泰宏委員 それは鉄筋コンクリートの家も建たぬとばいた。家が建たぬとだけん。建

てきらぬわけたい。3,000万の家を建てて300万も消費税払わなんなら、家建てきらぬですよ。そうすると、所得は下がる、ボーナスは出らぬ。もう民間人はほとんど……（発言する者あり）だけん、上がるとはもうしようがなかない。俺は県議員だけん、そぎゃん権限はなか。上がったらどうしますかと。だけん、今考えとらぬなら、考えてとかなぼくですばい。じゃないと、これは小国辺の林業家は全滅しますよ。

もうよかです。そしこしか質問しません。

○山中農産課長 米粉のことで少し御説明しておきたいと思いますが、先生、米粉というのは、昔から米粉のだんごだとか、いろんな使い方で使われてきた米粉がありますけれども、ここで言うております米粉というのは、新しい技術が開発されまして、簡単に言えば、物すごく微粉末の粉ができる、そういう機械が開発されています。技術もですね。それを使いますと、米粉だけでもできないことはないんですけども、麦とある程度まぜると、普通の小麦粉のパンに近いようなあるいはケーキができたとか、そういう技術が最近開発されまして、それを使いますと給食用のパンが供給できると。県内の製粉業者も、そういう機械を整備してきておりますので、それを使って県内の学校給食に米粉パンを供給したいということでございます。

事業そのものは——ただ、米粉の製造量はまだ少ないものですから、非常に単価が高いので、その価格差の一部を補填しようという事業でございます。

以上です。

○堤泰宏委員 なら、もう機械は開発されるわけですかいな。

○山中農産課長 機械は開発されまして、県内でも何カ所か導入されております。

○堤泰宏委員 私は、その機械がえらい高くて聞いたけん、お尋ねしたつですよ。

○山中農産課長 一応県内のほうでは熊本製粉という会社がございましてけれども、そこは国の事業も使いまして、製粉機からこちらの機械を整備してきております。

○堤泰宏委員 ということは、機械ばその機械にかえてしまうと、必然的に米ば使わなんごとなるですたい。米と麦ばまぜたつでない製粉しないという機械でしょうたい。

○山中農産課長 機械自体は米の粉だけをつくる機械でございます。

○堤泰宏委員 米の粉だけをつくる機械。

○山中農産課長 麦は、麦の別の機械で製粉したやつをまぜるということでございます。

○堤泰宏委員 そして、まぜるわけ。

○山中農産課長 はい。

○堤泰宏委員 なら、機械代は倍になるわけたいな。（「麦のはもとからあるけん」と呼ぶ者あり）麦はもとからあるけんですね。それはええたい、金がかかったつちゃ。米ば使えばよかつだけん。

その米が高くて言いなはつたけど、米は高うなかばいた。私が心配したつは、米の機械が高いから、これが進まぬとじゃないか心配したつですよ。それなら、もうよかたい。米が高いやら、それは心配する必要はないですよ。

○山中農産課長 米は安いんですけども、麦はもっと安いものですから、そこのところ

が、もう少し安くつくる生産体制もつくらんといかぬというふうに思っております。

○堤泰宏委員 頑張ってください、それは。

○野口園芸課長 施設園芸が不安定だから露地野菜ということではなくて、施設園芸はあくまでも熊本のメインの作物がございまして、これはもう御存じのとおり、大消費地から遠いということで、その消費地に持っていく品物としてどうかということで、古くからこうやって冬春の施設園芸を中心として熊本が栄えてきたということで、スイカ、メロンは確かに減りました。これは需要の面もありまして減りましたが、トマト、ミニトマトはまだ伸びております。

ただ、今心配されているのは、例の前の燃油の高騰以降、非常に資材代が高くなりまして、経営費の分、生産コストの分が非常に高くついていると。ですから、ここで一回締め直して、生産コストを下げるでありますとか、一段の収量を上げるとか、品質を上げるとか、そういうのに取り組まなきゃいけないというのが1点。

それからもう一つは、先ほど申しましたように、たばこから何にかわるか、イグサから何にかわるかというときに、やっぱり初期投資のかからない露地野菜というのが最初に来るんですけども、御承知のとおり、露地野菜は市場価格が非常に乱高下しますので、経営から見ると非常に不安定な部分があるので、業務用とか加工用とかいう値段的には安定している、それを経営の中に入れて、露地野菜の経営として成り立っていくような形ができないだろうかと。ただ、加工とか業務用の野菜については、安くつくらないかぬという非常に大きなテーマがございまして、それをちょっとこの事業でやれるかどうか、やれるならどういった形ができるのかというのを検討させていただくということでござい

す。

○堤泰宏委員 わかりました。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、国枝農林水産政策課長、報告をお願いします。

○国枝農林水産政策課長 それでは、私のほうから、幸せ実感くまもと4カ年戦略について御報告させていただきます。

お手元に配付いたしましたA3の3枚つづりの資料をごらんください。

今議会に提案しております幸せ実感くまもと4カ年戦略でございますけれども、総務常任委員会のほうでの付託審議となつてござい

ますが、県政全般に関する取り組みを記載しておりますので、当常任委員会においても、その概要と関係部分について御説明をさせていただきます。

まず、一番最初の概要資料をごらんください。

全体の構造を示してございます。

左側のほうに策定の趣旨、それから、これまでの4カ年戦略の成果と課題というところをまとめております。

これを踏まえまして、本体のほうでは、第2章として、本県を取り巻く社会情勢ということが書いてございますが、これを踏まえて、左下の枠囲みの中で、第3章としまして、基本目標を幸せを実感できるくまもとというふうに掲げておまして、4つの取り組みの方向性と目指す姿というのを掲げてございます。

4つの取り組みと申しますのは、活力をつくる、アジアとつながる、安心を実現する、百年の礎を築くと、この4つでございます。

これを具体化するものとして、右側の上のほう、第4章と書いてありますが、戦略1から15まで、それぞれに分かれまして各取り組みの具体的な施策を書いておることでございます。

農林水産業に関しましては、戦略2の稼げる農林水産業への挑戦というところが中心でございますが、そのほか、例えば、戦略3の地域力を高めるでありますとか、戦略4、未来型のエネルギーのところでありますとか、いろいろなところに関係施策が書かれております。

右下のところの第5章につきましては、4カ年戦略の実行性の確保とあって、具体的にどのような手法で実現していくかということが書いてございます。

1枚めくっていただきまして、次の2枚目のほうが施策の体系表というふうになっております。ちょっと細かい指標で申しわけあり

ませんが、ざっと説明をさせていただきます。農林水産部に関係するところのみの説明とさせていただきますので、御了承ください。

まず、戦略2でございますけれども、稼げる農林水産業への挑戦となっております。

この中では、戦略2の①としまして、生産構造の変革と効率化、戦略2の②としまして、次世代型産業への挑戦、戦略2の③としまして、くまもとブランドの創造・確立というこの3つを掲げてございます。

具体的には、農地の集積や担い手の育成、生産出荷体制の再編・強化、これが2の①でございますけれども、それから2の②の部分としましては、農山漁村におけるエネルギーの地産地消、こういうのが入ってまいります。戦略2の③につきましては、ここに書いてありますとおり、安全安心ブランドでありますとか、地産地消を進める、このあたりが内容として書き込まれております。

それから、戦略3でございますけれども、地域力を高めるという項目がございます。この中には、3の①の交流拡大による地域振興という項目の中におきまして、小ロット農林水産物でありますとかジビエ料理など、中山間地域ならではの地域資源の特産品化でありますとか、また、都市と農山漁村の交流支援などに取り組むという趣旨の記述がございます。また、3の②、地域の現状やニーズを踏まえた地域振興、この中では、例えば全国豊かな海づくり大会の開催を契機に、水産資源の回復などの取り組みを推進するという項目が入っております。

それから、戦略4、新エネルギーの導入の加速化ということでございますが、これも知事のご関心事項の大きなものの一つというふうになっておりますが、農業の戦略2の②のところと同じような記述で政策が書き込まれております。

また、取り組みの方向性、2つ目のアジア

とつながるということの中の戦略5の①、アジアに打って出るという、この中では、先ほども説明申し上げました、県内企業等のアジア向けの農林水産品の輸出の支援体制でありますとかということが書いてございます。

それから、ちょっと飛びまして、戦略10、この中にも関係項目がございまして、災害に負けない熊本ということでございますが、災害に負けない社会をつくるためのインフラでありますとか、ソフト対策の強化という項目がございまして、この中の一環としまして、県民の安全、安心の確保を図る排水機場などの整備補強という記述が書き込まれております。

また、関連項目としまして、戦略12、悠久の宝の継承という項目がございまして、この中では、熊本の自然・景観の保全・継承という項目がございまして、阿蘇の草原の保全・継承をしていくための畜産振興でありますとか、美しい農村景観の保全・活用という取り組みについて記述がございまして、

また、戦略13、環境豊かにの中では、有明海、八代海の再生に向けた取り組みというのが書いてございます。

これらが戦略1から15ということになってございます。

実際にこれらの項目を推進していくに当たりまして、次の3枚目のページでございまして、ここには戦略指標一覧というものがございまして、ちょっとこれも細かい字で申しわけありませんが、各本体の指標の中には、各項目につきまして具体的に――これで全てをあらわすというわけではございませんが、代表的な指標、それから現状値と目標値というふうに掲載してございまして、このようなここに掲げました目標値について、進捗管理を今後行っていくということになっております。

新たな4カ年戦略につきましては、県の施策全てを網羅的にしているものではありません

んでして、議会で3月に御承認いただきました森林・林業の県計画、また、昨年つくっていただきました食料・農業、それから水産業、それぞれ農林水産部で持っている計画がございまして、これらと合わせながら一体的に推進していくということでございます。

説明は以上でございます。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

報告事項としまして、国営土地改良事業地区について、2件報告させていただきたいと思っております。

お手元に、国営川辺川土地改良事業(利水事業)というのと国営大野川上流土地改良事業(大蘇ダム)についてというのがございます。

まず、国営川辺川土地改良事業につきまして報告させていただきます。

事業概要でございまして、球磨川北部の農地を対象とし、かんがい排水、農地造成及び区画整理を行い、農業経営の安定と近代化を図るものでございます。

主な経緯でございまして、

本事業は、昭和58年に事業着手しましたが、その後、平成8年に計画変更の同意取得の手續に係る訴訟がございまして、結果的に、平成15年5月の福岡高裁判決で国側が敗訴したということでございます。このため、平成15年6月から、新しい利水計画策定のための事前協議を実施しました。

総合調整役であります県としましては、川辺川ダムに水源を依存しない既設導水路活用案に絞り込み、関係者との調整などの手續に入っていく整理をいたしました。しかしながら、当時の相良村長の事業への不参加表明により、平成20年度から事業は休止しております。

最近の情勢でございまして、

事業主体である国は、事業の再開に当たっ

ては、関係6市町村の合意と川辺川下流に水利権を持っており人吉土地改良区と相良村土地改良区の同意が必要との意向を示しておりました。

6市町村長及び議会は、既設の導水路活用案での事業実施で合意し、人吉土地改良区も水利権に係る同意をいたしました。相良村土地改良区の同意を得ることはできませんでした。

このような状況を踏まえまして、6市町村長は、本年1月、既設導水路活用案による事業の実施は不可能との認識を公表しております。

また、あわせて、新たな水手当て等の検討を行うため、関係行政機関による会議を設置したいということで、国、県に同会議への参加を要請されました。両者は、これを了承しております。

次のページでございます。

県は、国とともに同会議への参加を決め、本年4月19日の国営川辺川総合土地改良地区行政連絡会議の立ち上げに参加しております。

今後の進め方でございますが、県といたしましては、人吉・球磨地域の基幹産業でございます農業の振興は重要な課題であると認識しておりまして、今後、行政連絡会議において、地元の意向を伺った上で対応を検討していくこととしております。

川辺川地区につきましては以上でございます。

もう一つの資料、国営大野川上流土地改良事業につきまして御説明いたします。資料をお願いいたします。

事業概要でございますが、新規水源として産山村に大蘇ダムを建設いたしまして、阿蘇市、産山村及び大分県竹田市にまたがる農地へ用水供給を行うというものでございます。なお、面積ベースでは、熊本は全体の4分の1程度となっております。

主な経緯でございますが、昭和54年に事業着手いたしまして、平成6年度から主要工事の一つであります大蘇ダムの建設に着手いたしました。平成17年からは大蘇ダムの試験湛水を開始しましたが、試験湛水の結果、ダムの貯留水が予想を上回って地山に浸透する問題が判明いたしました。このため、平成22年3月に、当時の農林水産副大臣が本県並びに大分県にいられて、この問題についての国の対応方針について説明をしております。

最近の情勢のところに、国からの説明、対応方針を記載しております。

1つ目としましては、平成22年度から地域の水需要に応じた用水供給を行うということ、2つ目として、22年から24年に用水供給と並行して大蘇ダムの浸透抑制対策を全額国費で行うということ、3つ目として、ダムの利水機能や地域の水需要を検証するというものでございます。

これに基づきまして、23年度までの実施状況でございますが、用水供給については、21年度から本県では水利用が開始され、昨年度は24ヘクタールにおいて水利用を行っております。また、浸透抑制対策としましては、左岸の斜面においてコンクリート吹きつけを2万平米実施しております。また、利水機能等の検証についても、継続して実施されております。

今後の進め方でございますが、本県から国へは意見として3点伝えております。1つ目としては、水利用を開始された農家の皆様方に、用水を途切れないように供給するということ、2つ目としては、大蘇ダムの浸透問題に係る国の対応方針については確実に実行すること、3つ目としましては、今後大蘇ダムの浸透問題に係る対策については、国のほうで責任を持って対応すること、この3点でございます。

県といたしましては、今申し上げました意見を基本スタンスといたしまして、国の検証



結果、農家の皆様方の水利用の状況を見ながら、農家の意向を踏まえて、段階的に末端整備を行うとともに、引き続き必要な営農支援を行っていきたいと考えております。

以上、状況報告をさせていただきました。以上です。

○守田憲史委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 荻野課長に、川辺の利水のこと、土地改良のことでちょっと、まあ質問というよりもどっちかいうと意見、お願いになろうかと思いますが、今御説明いただいて、私も緒方先生も地元の議員として、なかなかあれをしてください、これをしてくださいと言えるような状況ではないのは重々承知をいたしております。県としても、この4番の今後の進め方の行数がだんだん少なくなってくるのも、それをあらわしているのかなと。それを前提にして、ちょっとお願いが3つあります。

1つは——今年度からおいでになったんですね。

○荻野農地整備課長 はい、ことしから。

○松田三郎委員 歴代国から来ていただいている課長は、ほとんどの方が優秀で、よく頑張ってくださいしておりますし、若干例外もいらっしゃったかもしれませんが。

それで、ちょっとこういう言い方をすると変な感じかもしれませんが、この事業に関しては、地元にいるいろいろなキーパーソンがいらっしゃいまして、その人の顔と名前、それとどういう性格か、そして、この人とこの人は仲のよかばってん、この人とこの人は仲の悪かとか、そういった大前提情報というのが大変重要になってまいりますので、きょう御出席

の田上局長も小柳課長も球磨振興局の農林部長をお務めでございますし、今の池田部長も、こっちにいらっしゃるころはですね、非常に詳しい方ですので、まずきっちりそういう状況をお伺いになっていただきたい。

2番目は、これは引き続きやっていただいていることですが、これからなかなか、後ほど前川委員からもそういう御発言があるかと思いますが、進むも大変、退くも大変というような状況でございますので、県におかれましては、例えば地元からいろいろな、ちょっと既存の考えを超えるようなアイデアを含めて、いろいろなアイデア、手法、選択肢を考えていただいて、こういう場合はどうですかと言われたとき、きちっとしたデータでありますとか、あるいは法律の面であるとかというのを的確にアドバイスできるような準備をきちっと引き継ぎしていただきたい。

3点目が一番重要でございますが、漏れ聞くところによると、政権交代もなされて、国あるいは農政局も、できるだけこういうやっかいな事業は、もう引き下がろうか引き下がろうかというような姿勢があるやに聞こえてきてまいりますし、県としても、確かに頑張ってくださいしておりますが、なかなか、まずは地元がまとまらぬことにはですなということで、だんだん第三者的発言、傍観者的発言が続いてきておりますので、見えないところで——まあ、マスコミもいらっしゃいますが、見えないところで結構でございますが、こっちからどんだん、地元の町村長さんだからできること、逆に地元に近いからちょっとできないことがあるかと思いますが、どんだんつつついただいぐらいにいろいろ提案をしていただきたいというのがお願いでございます。簡単に最後に質問だけしておきますが、3番の一番最後、2ページ目の最後、この連絡会議で、8月をめどに水手当て地域を概定することと並行して水源調

査等々を検討する、これは今の状況でいくとちょっとまだ厳しいのかなとは思いますが、この進みぐあいなり、今後のこのスケジュール感というのをちょっと教えていただければと思います。

○荻野農村計画課長 3点いただきましたことにつきましては、できるだけ早く私のほうも地元の情報もつかみまして、かつこれまでの経緯とかも踏まえつつ、いろいろ県としてできることをやっていきたいと思っております。

質問の水手当ての概定なり水源調査の関係でございますが、現在、各市町村で、まず農地造成のところについて、水が要る要らないについての農家のアンケートをとっていただくということで今やっておりますが、若干当初の見込みよりもおこなっているということで農政局のほうから伺っております。

ですので、8月をめどに水手当て地域を概定することというのは、これは意味としましては、8月に概算要求がありますので、それまでに水が要るところを特定して、8月の概算要求に、例えば井戸なり、そういった新規の水源のところの予算要求につなげていくというのがもともとの意図としてあったということなんですが、今の段階ではちょっとおこなっているというふうに聞いております。

現在概定はそういうことをございまして、大体水源の調査なり国営計画の検討という部分につきましては、こちらのほうについては九州農政局の調査管理事務所のほうで、調査費を今用意して、水源調査とかをやるということで今伺っております。

○松田三郎委員 その意味で、多分これは並行してということところは、地域を概定するときには、単なる希望だけじゃなくて、どういう水源手当てができるかというのが大体セットになるわけでしょうから、そういう意味で並行してと書いてあるんだと思うんですけれど

も、そうですね。

○荻野農村計画課長 そのとおりでございます。

まず、希望をとってみます。それで、実際に井戸に水が出るのか出ないのか、出るとしたら、建設コストが幾らで、維持管理費が幾らなのかということ踏まえてさらに調整していくという、多分2回、3回のやりとりが出てくると思います。そういった意味で並行してとなっております。

○松田三郎委員 わかりました。

さっきの主な経緯を大分懐かしく思いながら見ておりました、こういう事前協議も数年あったな。そういう意味では、だんだん県庁の中にも、この歴史歴史、経緯経緯をよく熟知している方がだんだん少なくなってきているし、部署がかわられるとももちろんそうだし、退職なさるとももちろん少なくなってきているという意味で、非常に心細く思っておりますので、引き続き担当の方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○前川収委員 地元の方がおっしゃった後では言いにくいんですけども、私も国営川辺川土地改良事業についてはずっとかかわりを持ってまいりました。

県と地元が一緒になって何かやりましたね、事前協議。これがデッドロックになってしまって、もうにっちもさっちも動かなくなった。それを打開しようということで、県議会の中に川辺川問題対策特別委員会というものをつくりまして、私がそのときの委員長もやって、新しい既設導水路案を導いてきたつもりでありましたが、結果として、その新しい既設導水路案というものも実らなかったということでもあります。

この間の経緯をずっと見ると、今松田先生

がおっしゃったとおりであります。もともと国営事業だという前提があつて、それを、既設導水路案をつくる時にまた縮小して小さくしてきた。あのときからずっと議論していたのは、同意がとれるかとれないかということで、行くも引くも3分の2という、その3分の2がとれるかどうかという前提でずっと話をきて、最終的に既設導水路案では不可能だという判断を、不可能ということの1月に関係市町村がなされたという前提が生まれたときに、その次の話が仮に出てくるとすれば、国営じゃなくて、県営もしくは団体営という話になるんだらうと思うんですね。

私のこれまでの認識でいけば、国営事業をかぶったままで県営事業や団体営事業を、同じ地域の中で、同じような目的の事業をやることはできないという話を聞いております、これまで。つまり、できないんだったら、一回もう廃止同意をとるしかない、国営を残したままではできないということで、早く廃止同意をとられたほうが次の展開に行くんじゃないかという思いを持っておりました。

そういう中で、廃止同意もないのに、人吉の市長さんだつたと思いますが、人吉の市町村が独自に県と打ち合わせして、何かやれる事業をやるというような話がマスコミに出ました。2月ぐらいだったかな、1月だったかと思ひます。それを聞いたときに、それってどういうことというふうに思ったんですよ。さっき言ったとおり、国営事業があるという前提があるのに、しかも、国営事業、今計画はあるけど、これはまだ変更計画していないわけですから、変更計画も終わっていないから、この絵だつて今でもできないんですよ、変更計画の同意をとらない限りは。それもとれていないのに、県と打ち合わせして、何か独自に人吉はやるからという話が出たように聞いております。それはルール違反になるわけですね。もちろん廃止同意がとれた後

であれば、別に何も問題ないですよ。どうでもやられればいいと思ひますけれども、そういうところの整理の仕方は——いつまで大体そこを引っ張られるつもりなのか。もうそろそろ——国営じゃ無理だというのははっきりしているわけですから、嫌だと言っているわけですからね。できないと言っているんです。もちろん、やりたくてもやれないところにとっては大変かわいそうだとは思ひますが、いずれにしても法律ですから、3分の2の同意をとらないと、変更計画の今の計画もできない、やめるということもできない。やめないならば、ほかの事業はやれないという状況ですから、もう休止になって4年たつて、このまま引っ張るといふことは果たして行政上いいことかというふうに思ひますので、地元から見れば、ずっと引っ張つとったほうがいいのかもかもしれませんが、私は、逆に地元のために結論を出したほうがいいというふうに思ひますけれども、新課長はいかがお考えですか。

○荻野農村計画課長 基本的な考え方ですが、まず、行政連絡会議というのでできておりました、ここに関係者が全てそろつておるわけですので、ここでまず決めていくということが基本になります。ですので、例えば個別にどこの市町村とどうするということは一切今考えておりませんし、これまでもそういうことはなかったと考えております。

委員おっしゃるとおり、今国営事業がこの中途半端な状態で、それを同じ地域に同じような目的の別の事業を入れるというのはこれはあり得ませんので、仮にやるとすると、国営を一旦廃止するのか、もしくは、それこそまたもとの既設に戻るのかという選択肢になるかと思ひますが、一方で、その既設導水路案については不可能ということと言われておりました、今、ちょっと2ページ目のほうに、議論の内容で、水手当ての関係農家の意

向を早急に把握というところに、国営農地造成の水の地域について、水要る要らないに加えて、地域全体としてこの事業について参加するしないというのも同時にアンケートをとるということで、こちらの行政連絡会議のほうで、特に幹事会の事務方のほうで今やっております。

その農家の意向というのを図面に落としていったものを踏まえて、それで、それこそこの事業が進む、もしくは撤退するとかいったことについても議論がなされていくのかなというふうに思っております。

○前川収委員 じゃあ、最初の人吉市長さんの話というのは、一人で勝手にひとり言をおっしゃったということで受けとめておこうと思います。じゃないと、おかしな話になってしまうわけですからね。それはもういいです。それはもう聞きません。

ただ、課長、今おっしゃったけれども、もう一回意向調査をするというのは、何回も今までやってきたんですね。最初5,600以上だったかな、計画面積が、1,400かな、今。

○荻野農村計画課長 1,290。

○前川収委員 1,290ね。だんだんだんだん縮小しながら、そのたびごとに意向調査、そして、やれるかということをやって、だんだんだんだん縮小して、129、1,290だったかな、今の計画は。

○荻野農村計画課長 はい。

○前川収委員 これなら同意率が高いというアンケート調査までして、その結果をもって確定した面積がここであって、それで出てきたのが既設導水路案であって、それでもだめだという状況の中でやるならば、ずっと終わらないですよ、これは。

何もできないままに、要するに国営がかぶっている状況の中で、蛇の生殺しとか僕は前言っていましたけれども、そういう状況のままにしていることよりも、もう一定のけじめをつけた上で、国営は廃止して、そして市町村で頑張ってもらえればいいです。県がどうお手伝いするかは、またこれからの議論でしょうけれども、そういうふうな形を早く見切らないと、終わらないと、ずっと終わらないと。もう何年たちます、事業開始から。休止から4年ですよ。

そういうことで、一定の決断をするべき時期を——もちろん、市町村長さんたちに言う、どやんかどやんか、いつまででんとおっしゃるのはわかりますけれども、あの1,290のときだって、国営に乗るか乗らないかというぎりぎりの議論があつて、何とか過去の経緯を踏まえて乗せてもらっているというような話を当時は私は聞いておりましたけれども、それは多分皆さん同じ認識だと思います。これが意向調査によってもっと減りますという話になったときに、もう国営じゃどうせできないんじゃという話まで、私はある可能性がある。国営事業の、何か許容があるじゃないですかね。もちろん、1,290でももう下回っているわけですから、国営事業の要件には乗らない。ただ、過去の経緯があるからということで1,290になっている。それを、さらにまた同じことを繰り返している。

課長お見えになって、ぱっと見て、もちろん経緯は勉強してお見えになったと思いますからおわかりだとは思いますが、もう同じことをずっと繰り返しているだけで、だんだんだんだん小さくなっているということです。もうこの辺でやっぱり一定の結論を、決断と言うんですかね、決断を下すべき時期が来ていると。

既設導水路案ができないときには、もう直ちに廃止——とれなくてもいいから、計画変更の同意取りをやるべきだと私は当時から言

っていたんです。それで、もし同意がとれなかったら廃止の同意をとれと、それは仕方ないという話をしていましたけれども、ずっとあれから7年ぐらいたつんですかね。7～8年ですね、既設導水路案。これからまた同じことを繰り返すなら、また5年、10年すぐかかりますよ。

もちろん、課長がお一人で結論なさるわけではなくて、そういうことは地元の町村長も御存じだと思いますから、一定の結論を出さないと、農家は蛇の生殺しのままですよということもお話になって、現実的な対応というものに切りかえられるべきだというふうに思っております。それは意見です。答えは要りません。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 私は地元で、大蘇ダムが出ていますので、ちょっとお尋ねします。これも荻野課長のところですか。

○荻野農村計画課長 はい。

○堤泰宏委員 最初が、これは150億ぐらいの予算だったですたいね。今はどのくらいですか。もう700億ぐらいいっとつとですか。

○荻野農村計画課長 現在600億円弱でございます。

○堤泰宏委員 700億はいつとらん。

○荻野農村計画課長 現在595億でございます。

○堤泰宏委員 595億ですね。じゃあ、それでよかですよ。

そうすると、これは受益農家が2,200ヘク

タール、本県は527ヘクタールですけれども、2,200ヘクタールとして、農家が1,000か1,200でしょう、受益農家は。

○荻野農村計画課長 農家数……。

○堤泰宏委員 いや、よかですよ、それは準備しとんなはらんけん、答えんちゃよかです。

1,000農家として、それなら600億の事業費を使ったとするでしょう。そうすると、1件の農家が6,000万ですよ。私は、1回言うたんですよ、現場で、大蘇ダムで、いろんな人が集まったとき。それは、1件の農家に5,000万、6,000万配ったほうがよっぽど農業振興じゃなかったか。緒方課長、おんなはったかな。それぐらいのこれは事業ですよ。そして、まだ水が漏れよる。1件の農家に5,000万、6,000万配れば、これは農家は息を吹き返しますよ。だから、こんな巨費を使っていつまでも——これは役立たぬというか、そういう僕は反省をせないかぬと思うな。ただやりますとかじゃなくてですよ。

そして、やっぱりこの農家の人たちに、何十年と迷惑をかけたから、断りを一応言うて、そして、本当ならばどぎゃんだったと、そして、何で水がたまらぬかと正直に言わんと、みんな全然理屈はわかっとらんですよ。何で水がたまらぬか、いつまでも水が来ぬかと。そして、そのときに30代、40代の人はずう70、80ですよ。農家は、この水は要らぬと言っていますもんね。ですから、そういうことを、課長、どぎゃんふうにお考えですか。

○荻野農村計画課長 まず、受益農家数につきましては、熊本県と大分県合わせまして現在1,445名でございます。

あと、平成17年に浸透問題というのが起こりましたけれども、本来であれば、これは浸透もなくそのまま10何年の試験湛水で、その

とお水が使えれば、阿蘇市、産山村の農業にとっても非常に役立っておったと思うんです。

実際、今、実はモデル圃場ということで、幾つか水を試験的に使っていただいておりますけれども、そこでは、例えばトマトだとかトルコギキョウ、そういったものでも効果はあって、水があれば稼げる農業のほうにつながるというようなことは、一部の、ごく一部でございますが、今成果が出ておるところでございます。

ですので、熊本県の立場としては、事業の最初の——第2回計画があったんですが、そのときのとおり、今の予算の範囲内できちっと所定の当初想定したとおりの効果を出してもらうというのが、やっぱり基本的な考え方になると思っています。

○堤泰宏委員 その1,000何百というのは、事業開始のときの戸数じゃないですか。現在は専業農家というのはそぎゃんおらぬはずですよ。

○荻野農村計画課長 熊本県側では338名で、大分県側で1,100名で、合わせて1,400名となっております。

○堤泰宏委員 そぎゃんことを聞いてとつとじゃなかですよ。1,400というのは、事業当初の戸数ですか、今の戸数ですかと。

○荻野農村計画課長 現在の、第2回計画変更後の受益者数です。現時点です。

○堤泰宏委員 それじゃ、私が現地で聞いた数とも格段の差がありますから、それは詳しくもう一回調べてわしに報告してください。

以上です。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○前川収委員長 先ほどの議論の中にもございましたけれども、ことしから国が始めます制度、制度の名称は正確には何と言うんだったかな、青年就農給付金事業という事業が始まって、その内容の中で、先ほどの議論のとおり、内容をやっぱり変えてもらいたい部分があると。それから、総額が足りないという問題、2つの大きな問題があるというふうに思いますので、その2つの問題を網羅する形の中で、ぜひ当委員会として、これは国の事業でありますから、国に対して意見書を提出していただき、改善をしていただきたいというふうに思いますので、委員長よろしくお願いします。

○守田憲史委員長 わかりました。

今の件で、青年就農給付金事業につきまして意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 では、そのように取り計らいます。

ほかにありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後2時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
農林水産常任委員会委員長